

厚生労働省

平成29年度障害者総合福祉推進事業

**大学等に通学する
重度障害者に対する
支援体制構築の体系化
報告書**

平成30年3月

公益社団法人全国脊髄損傷者連合会

はじめに

公益社団法人全国脊髄損傷者連合会
代表理事 大濱 眞

現在（2018年2月8日の執筆時点）、厚生労働省は、障害者総合支援法の改正と報酬改定の最終仕上げの段階に入っています。2018年4月に実施が予定される改正点のうち、重度障害者に関わる項目は4点あります。

1. 障害支援区分6の重度障害者は、病院等での入院中の支援としてヘルパーを利用できる。
2. 障害支援区分6の重度障害者に新人のヘルパーが入ったときに、ベテランヘルパーが同行支援する場合、所定単位数の100分の85を算定できる。ただし、新人ヘルパー1人につき上限120時間。
3. 小規模市町村に対する手当として、利用者数と重度率に応じて国庫負担基準額を大幅に嵩上げ。
4. 大学等に通う重度障害者に対する支援が地域生活支援促進事業で実施されることに。

今後、通学中と学校内の介助については、学校の運営主体が合理的配慮としてどこまで提供するかを見定めつつ、地域生活支援促進事業での提供をどうするか、またはどこまで制度化するかが決まる予定です。また、このような事業を、厚生労働省か、または文部科学省か、いずれが実施すべきなのかが俎上に乗ると思われまます。

私たちとしては、重度障害者が大学等に合格しても入学できないというような共生社会の理念に逆行する事態が今後は起きないように、きちんとした制度ができることを願っています。厚生労働省と文部科学省のどちらが担うにしても、国の予算がある程度投入されないと重度障害者は大学等に通うことができないというのが実態だと捉えています。

また、大学等に合格した学生については、障害者差別解消法では国公立大学に合理的配慮の提供が義務付けられています。従って、国公立の大学に合格したのに実質的に大学に行くことができない、例えば介護者がいないと通学できない、授業を受けられないような障害者に対して何らかの裏付けを手当てすることが必要になってきます。一方、私立大学には義務付けられていないということで、合理的配慮が全面的に免除されるかと言うと、決してそうではないと思います。ある程度の規模の大学の場合は、合理的配慮を提供しなければ、その大学自体の社会的責任が問われることになると思います。もちろん、受験拒否あるいは障害者ということで合格ラインに到達していても不合格という場合、それは明

らかに不当な差別的取扱いということで、社会的な制裁を受ける可能性すらあります。

今後、大学等に早急に求められることは、国公立に関わらず事前の改善措置（基礎的環境整備）を講ずることです。すなわち、校舎のバリアフリー化、スロープやエレベーター、手すり、障害者が使えるトイレ等の設置が必須になると思います。

尚、本事業を実施するにあたって、3つの大学の担当者各位におかれましては、障害学生に対する合理的配慮の提供だけではなく、学内の見学や本書の原稿確認など、多岐にわたってご協力をいただいたことを感謝いたします。

3名の障害学生の支援には数多くのヘルパーの皆様が携わってくださいました。また、それぞれのヘルパー事業所の皆様には、事務手続きのご協力や介助のコーディネートなどの労を取っていただきました。感謝申し上げます。

また、支援の連携と調整にあたっては、それぞれの大学の障害学生担当部署、相談支援事業所、担当自治体の方々からのご協力により障害学生の現状把握ができたことを深く感謝いたします。

本事業の遂行にあたっては、検討委員会の委員長として先頭に立っていただいた高木憲司様をはじめ、對馬直紀様、殿岡翼様の委員各位には、この場を借りて改めて謝意を表します。また、厚生労働省と文部科学省の担当者各位には、多岐にわたるアドバイスをいただき、相談に応じていただきました。深く感謝いたします。

最後に、学生生活との両立のなかで本事業にご協力をいただいた3名の障害学生の皆様には、本当にありがとうございました。

事業要旨

公益社団法人全国脊髄損傷者連合会は、厚生労働省から採択を受けた「大学等に通学する重度障害者に対する支援体制構築の体系化」において、以下の支援と調査研究を実施した。

- ① 国立大学、公立大学、私立大学に修学する全身性障害のある学生 3 名に対して、通学中と学校内の介助支援を、有資格の職業ヘルパーによって提供した。
- ② 上記①の 3 事例について、障害学生、大学の障害学生担当部署、ヘルパー事業所、相談支援事業所などにヒアリングを実施し、支援チームを開催するにあたっての論点を整理した。
- ③ 上記①の 3 事例について、障害学生、大学の障害学生担当部署、教員、ヘルパー事業所、相談支援事業所、市町村の障害福祉担当課などの参加により、支援チームを開催し、通学中と学校内の介助支援やその他の支援について、支援内容の検討、実施、モニタリング、改善などを行った。

この実施状況については以下のとおりであった。

- ① A大学の a さん（第Ⅲ章）については、支援チームの議論でも、介助支援の内部での連携（たとえば複数のヘルパー事業所が参加した重層的な支援体制の構築）や教育支援の内部での連携（たとえば休講や補講に関する情報の収集）に関するものが多く、介助支援と教育支援を跨いだ連携（たとえば休講や補講に関する情報をいち早く大学等からヘルパー事業所に伝達）に関するものは少なかった。

ただし、相談支援専門員が福祉サービスの視点から障害学生の学生生活をアセスメントし、課題や改善点を見つけることについては、前向きな意見が多かった。したがって、このようなアセスメントとそれを踏まえた提案を契機とし、必要に応じて教育支援と介助支援の間の連携と調整へ話を進めていくのが、手順として適切だと考えられる。

- ② B大学の b さん（第Ⅳ章）については、支援の連携と調整に関する議論が支援チームではあまり見られなかった。この背景としては、b さんが学部生として E 大学に入学する以前から、居宅内、外出中、通学中、学校内における介助支援を、一貫してヘルパー事業所 I が提供していることが挙げられる。長年にわたる介助支援の提供が、対応力の高い支援体制に繋がっているのである。

その一方で、介助支援の費用負担の問題に関心を寄せる参加者が多く、全身性重度障害のある学生に対する支援を考えていくうえで避けることができないテーマであることが窺われた。

- ③ C大学の c さん（第Ⅴ章）については、介助支援の費用負担の問題で全脊連の方

針が二転三転し、ご心配をおかけしてしまった結果、大学から 2017 年度事業への参加を年度途中で見合わせたい旨のご連絡をいただいた。

c さんのケースでは、C 大学の障害学生担当部署が支援の中核に位置し、その連携と調整に非常に多くの労力を割いている。それに要する人件費も大きな額となる。障害学生担当部署のヒアリングでも、この人件費に対する財政支援の必要性について言及があった。通学中と学校内の介助支援では、ヘルパーの人件費をどのように工面するかに注目が集まってしまうが、それだけではなく、その連携と調整の中核を担う調整役の人件費の費用負担についても、今後の大きな課題である。

以上を踏まえ、第VI章において今後の課題と展望を考察した。

- ① 今回の 3 名の障害学生の事例は、通学中と学校内における介助支援がすでに一定程度定着したあとの事例であった。仮にこれから入学する新入生の事例であれば、双方の言い分を公平に聞き調整する役割の第三者の存在は心強く、納得感が高い対応が可能ではないかと考えられる。その後の支援が円滑に進めば、些細な問題が生じた場合は組織間の調整だけで解決し、大きな問題が生じた際には再び第三者が調整に入ることも考えられる。そして、その役割の担い手の 1 つとして、相談支援専門員を位置づけることも可能であろう。
- ② 一方、障害学生に対する支援は、大学等の内部に限っても、障害学生担当部署、学部事務局、個々の教員など、非常に多元的である。そのうえ、ヘルパー事業所や相談支援事業所など、大学等とそれ以外の支援主体が併存している。しかし、すべての支援の中心に障害学生が位置していることから、障害学生自身が支援の全体を見渡して調整する、セルフマネジメントの可能性も考えられる。
- ③ 支援チームを通じたマネジメントであれセルフマネジメントであれ、障害学生が修学に必要な支援を受けるうえで、障害学生には意思の表明や建設的対話が要請される。したがって、その前提条件としてエンパワメント支援が重要になると考えられる。

それと同時に、自己決定に伴う煩わしさを緩和する、障害学生に寄り添ったサポートも重要である。ただし、このようなサポートを制度的に担保することは難しいため、今後の課題でもある。

目次

はじめに	1
事業要旨	3
目次	5
第Ⅰ章 障害者総合支援法と障害者差別解消法におけるP D C Aの枠組み	10
第1節 障害者総合支援法に基づく計画相談支援	10
(1) 計画相談支援	10
(2) 基本方針と具体的取扱方針	12
(3) アセスメント	15
(4) 支給決定等の前のサービス等利用計画案	18
(5) サービス担当者会議	23
(6) 支給決定等の後のサービス等利用計画	24
(7) モニタリング	25
(8) セルフプランの考え方	29
第2節 障害者差別解消法に基づく合理的配慮	29
(1) 意思の表明	29
(2) 意思の表明の不在	32
(3) 建設的対話	33
(4) 支援の調整	35
(5) モニタリングと紛争解決	37
第3節 計画相談支援と合理的配慮の相違点と類似点	38
(1) 支援の起点	38
(2) 支援が対象とする生活場面	39
(3) 支援のモニタリング	39
第Ⅱ章 事業実施の目的と方法について	40
第1節 事業実施の経緯	40
(1) 2016年度事業の実施内容	40
(2) 支援チームを通じた相互連携	41
第2節 先行事例	41
(1) 全身性障害のある学生に対する支援の先行事例	41
(2) 第二次まとめの筑波大学①	41
(3) 第二次まとめの筑波大学②	42
(4) 第二次まとめの富山大学①	42
(5) 筑波大学報告書のBさん	43

(6) 筑波大学報告書のCさん	43
(7) 筑波大学報告書のDさん	43
(8) 筑波大学報告書のEさん	44
(9) 筑波大学報告書における費用負担の事例紹介	44
(10) 日本学生支援機構の事例集の肢体不自由の事例 No. 15	44
(11) 日本学生支援機構の事例集の肢体不自由の事例 No. 26	45
(12) 日本学生支援機構の事例集の肢体不自由の事例 No. 28	45
(13) 日本学生支援機構の事例集の肢体不自由の事例 No. 33	45
第3節 2017年度事業における連携と調整の前提条件	46
(1) 2016年度事業と2017年度事業における介助支援の位置づけ	46
(2) 2016年度までの支援を通じた調整の可能性	47
(3) 介助支援の担い手を選択するうえでの制約	47
(4) 連携と調整の対象場面	48
(5) 連携と調整の内容	48
(6) 2017年度事業の検討の範囲	49
第三章 公立A大学（aさん、学部2年次生）のケース	50
第1節 2016年度事業の実施状況	50
(1) 生活史のヒアリング	50
(2) 生活時間日記調査の結果の概要	50
(3) タイムスタディ調査の結果の概要	51
第2節 大学等以外の主な支援	51
(1) 介助支援	51
(2) 相談支援	51
(3) 市町村による支援	52
第3節 年度当初の支援内容	52
(1) 大学による事前的改善措置（基礎的環境整備）	52
(2) 大学による合理的配慮	52
(3) 一般的な設備や制度のうち社会的障壁の除去に寄与しているもの	53
(4) ヘルパーによる介助支援	54
(5) 家族による支援	54
(6) 同級生による支援	54
(7) 公共交通機関による合理的配慮	54
第4節 従来の支援の連携と調整	54
(1) 調整の枠組み	54
(2) 役割分担の不具合	55

(3) 充足されていないニーズ	55
(4) 同級生やボランティアなどによる支援の可能性	56
第5節 支援の連携と調整に対する考え方	57
(1) 支援チームに対する考え方	57
(2) 相談支援専門員による連携と調整に対する考え方	57
(3) 支援チームのメンバーに対する考え方	58
第6節 支援チームの開催	58
(1) 支援チームの参加者	58
(2) 周囲に支援を依頼することに対する苦慮	58
(3) 周囲の学生の意識	59
(4) 大学による多元的な支援での統一性の確保	60
(5) 職業ヘルパーによる介助支援	60
(6) 連続長時間にわたる介助支援	60
(7) 補講への対応	61
(8) 相談支援専門員によるアセスメントの可能性	62
第IV章 私立B大学（bさん、大学院2年次生）のケース	64
第1節 2016年度事業の実施状況	64
(1) 生活史のヒアリング	64
(2) 生活時間日記調査の結果の概要	64
(3) タイムスタディ調査の結果の概要	64
第2節 大学等以外の主な支援	65
(1) 介助支援	65
(2) 相談支援	65
第3節 年度当初の支援内容	65
(1) 大学による事前的改善措置（基礎的環境整備）	65
(2) 大学による合理的配慮	65
(3) 一般的な設備や制度のうち社会的障壁の除去に寄与しているもの	66
(4) ヘルパーによる介助支援	66
(5) 家族による支援	66
(6) 同級生による支援	66
(7) 公共交通機関による合理的配慮	66
第4節 従来からの支援の連携と調整	66
(1) 調整の枠組み	66
(2) 役割分担の不具合	67
(3) 充足されていないニーズ	67

(4) 同級生やボランティアなどによる支援の可能性.....	67
第5節 支援の連携と調整に対する考え方.....	68
(1) 支援チームに対する考え方.....	68
(2) 相談支援専門員による連携と調整に対する考え方.....	68
(3) 支援チームのメンバーに対する考え方.....	68
第6節 支援チームの開催.....	69
(1) 支援チームの参加者.....	69
(2) 順調な介助支援.....	69
(3) 支給決定の変更の問題.....	70
(4) 介助支援の費用負担.....	70
第V章 国立C大学（cさん、学部3年次生）のケース.....	72
第1節 2016年度事業の実施状況.....	72
(1) 生活史のヒアリング.....	72
(2) 生活時間日記調査の結果の概要.....	72
(3) タイムスタディ調査の結果の概要.....	72
第2節 大学等以外の主な支援.....	72
(1) 介助支援.....	72
(2) 相談支援.....	73
第3節 年度当初の支援内容.....	73
(1) 大学による事前的改善措置（基礎的環境整備）.....	73
(2) 大学による合理的配慮.....	73
(3) 一般的な設備や制度のうち社会的障壁の除去に寄与しているもの.....	74
(4) ヘルパーによる介助支援.....	75
(5) 家族による支援.....	75
(6) 同級生による支援.....	75
(7) 公共交通機関による合理的配慮.....	75
第4節 従来の支援の連携と調整.....	75
(1) 調整の枠組み.....	75
(2) 役割分担の不具合.....	76
(3) 充足されていないニーズ.....	77
(4) 同級生やボランティアなどによる支援の可能性.....	77
第5節 支援の連携と調整に対する考え方.....	78
(1) 支援チームに対する考え方.....	78
(2) 相談支援専門員による連携と調整に対する考え方.....	78
(3) 支援チームのメンバーに対する考え方.....	78

第6節 C大学における支援の連携と調整	79
(1) 経緯	79
(2) 連携と調整の中核を担う調整役	79
第VI章 今後の課題と展望	80
第1節 役割分担の切り口	80
(1) 通学中と学校内	80
(2) 教育支援と介助支援	81
第2節 2017年度事業における連携と調整	84
(1) 費用負担に関する連携と調整	84
(2) 役割分担に関する連携と調整	84
第3節 セルフマネジメントの可能性と前提条件	85
(1) 障害学生によるセルフマネジメントの可能性	85
(2) 前提条件としてのエンパワメント支援	85
(3) 自己決定の煩わしさ	87
(4) 煩わしさを和らげる工夫	88
第4節 政策上の位置づけ	88
(1) 重度訪問介護利用者の大学修学支援事業	88
(2) 今後の政策課題	92
第5節 その他の課題	95
(1) 一般的な設備や制度のうち社会的障壁の除去に寄与しているもの	95
(2) 障害学生の自宅と大学等の位置関係	95
(3) ヘルパーの雇用の維持	96
(4) 支給決定の変更の問題	96
資料1. 検討委員会の委員	98
資料2. 事務局	98
資料3. 引用・参考文献一覧	99
資料4. 成果の公表計画	100
資料5. 人物の氏名や機関の名称の一覧	101

第 I 章 障害者総合支援法と障害者差別解消法における P D C A の枠組み

この章では、障害学生支援における PDCA サイクルについて検討するために、既存の法令に基づく枠組みを参照する。

第 1 節では、障害者総合支援法の計画相談支援を取り上げる。これは、障害福祉サービスの利用にあたっての計画作成、福祉サービス事業者との連絡調整、一定期間ごとのモニタリングなどによって構成されるプロセスである。

第 2 節では、障害者差別解消法に基づく合理的配慮の提供を取り上げる。ここでは、障害者からの意思の表明を起点とし、行政機関等または民間事業者との建設的対話を通してその内容が検討される。

第 3 節では、計画相談支援と合理的配慮の異同を整理する。一般的な合理的配慮との比較では計画相談支援との違いが顕著であるが、比較対象を大学等における合理的配慮に限定すると異なる様相を呈することとなる。

第 1 節 障害者総合支援法に基づく計画相談支援

(1) 計画相談支援

障害者総合支援法¹⁾では、障害者または障害児の保護者が介護給付費や訓練等給付費などの支給、地域相談支援給付費などの給付を市町村に申請した場合に、市町村が申請者に対してサービス等利用計画案の提出を求めることとされている。これに対して申請者は、指定特定相談支援事業者に計画案を作成してもらって提出するほか、身近な地域に事業者がない場合や申請者が希望する場合には、指定特定相談支援事業者以外の者が作成する計画案（いわゆるセルフプラン）を提出することもできる。これらの計画案が提出された場合には、市町村は、その計画案を勘案事項の 1 つとして支給要否決定や給付要否決定を行うこととされている。

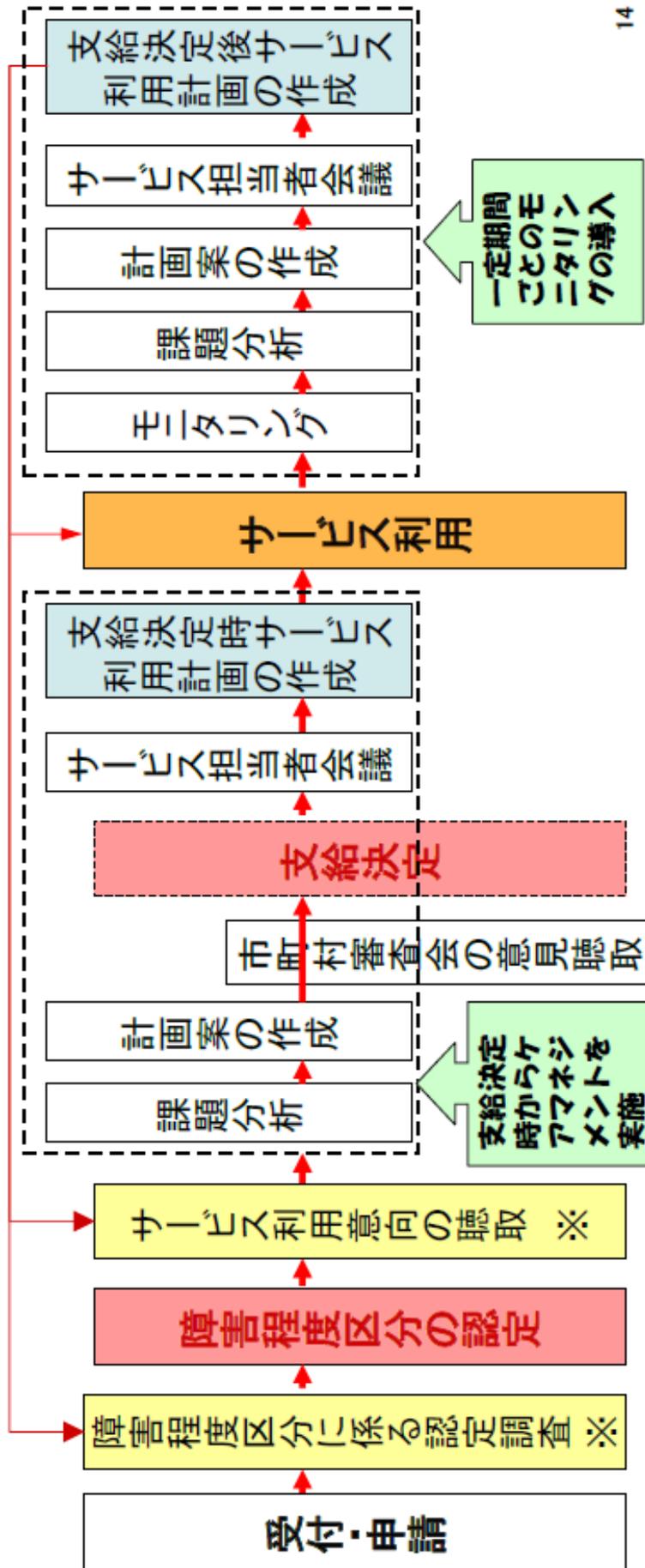
指定特定相談支援事業者が提供する計画相談支援では、上記の計画案の作成のほか、サービス担当者会議を通じた福祉サービス事業者との連絡調整、一定期間ごとのモニタリングなどが行われる（図 I - 1）。これらの業務に従事する者は相談支援専門員と呼ばれ、法令などにより、介護業務や相談業務で 5 年以上かつ 900 日以上などの実務経験と、相談支援従事者研修の修了が要件として定められている。

¹⁾ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）

図 I-1 介護給付費、訓練等給付費、地域相談支援給付費の支給決定等のプロセス

(第40回社会障害審議会障害者部会(平成20年10月8日開催)資料2-1、p14、

<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2008/10/d1/s1008-6b.pdf>)



(2) 基本方針と具体的取扱方針

計画相談支援の理念や業務内容については、厚生労働省の計画相談支援に関する基準省令²⁾や解釈通知³⁾(以下「計画相談支援の基準省令」「計画相談支援の解釈通知」)などで具体的に規定されている。

たとえば基本方針については、計画相談支援の基準省令で以下のように定められている。このなかでは、多様な支援者との連携、総合的かつ効率的な支援の実現、計画相談支援の公正性や中立性などが規定されている(下線は引用者による、以下同じ)。

基準省令

第2条 指定計画相談支援の事業は、利用者又は障害児の保護者(以下「利用者等」という。)の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立って行われるものでなければならない。

2 指定計画相談支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。

3 指定計画相談支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス(以下「福祉サービス等」という。)が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

4 指定計画相談支援の事業は、利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行われるものでなければならない。

5 指定特定相談支援事業者は、市町村、障害福祉サービス事業を行う者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めなければならない。

6 指定特定相談支援事業者は、自らその提供する指定計画相談支援の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

また、具体的取扱方針の総論部分では、障害者や家族の主体的な参加と課題解決に向けた意欲の醸成について、その重要性が指摘されている。また、保健医療サービス、市町村の地域生活支援事業や一般施策、住民ボランティアなども含めた総合的な計画を作成すべき旨を規定している。

²⁾ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第28号)

³⁾ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について(平成24年障発0330第22号)

基準省令

解釈通知

<p>(指定計画相談支援の具体的取扱方針) 第15条 指定計画相談支援の方針は、第2条に規定する基本方針に基づき、次の各号に掲げるところによるものとする。</p>	<p>第二 指定計画相談支援に関する基準 2 運営に関する基準 (11) 指定計画相談支援の具体的取扱方針(基準第15条) …</p>
<p>一 …</p>	<p>①相談支援専門員によるサービス等利用計画の作成等(第1項第1号) …</p>
<p>二 指定計画相談支援の提供に当たっては、利用者等の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障害を有する者による支援等適切な手法を通じて行うものとする。</p>	<p>②指定計画相談支援の基本的留意点(第1項第2号) 指定計画相談支援は、<u>利用者及びその家族の主体的な参加及び自らの課題の解決に向けての意欲の醸成</u>と相まって行われることが重要である。このためには、指定計画相談支援について利用者及びその家族の十分な理解が求められるものであり、相談支援専門員は、指定計画相談支援を懇切丁寧に行うことを旨とし、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うことが肝要である。また、必要に応じて、同じ障害を有する者による支援等適切な手法を通じて行うこととする。</p>
<p>2 指定計画相談支援における指定サービス利用支援…の方針は、第2条に規定する基本方針及び前項に規定する方針に基づき、次の各号に掲げるところによるものとする。</p>	
<p>一 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、利用者の希望等を踏まえて作成するよう努めなければならない。</p>	<p>③サービス等利用計画作成の基本理念(第2項第1号) サービス等利用計画の作成にあたっては、利用者の希望等を踏まえて作成することが基本であることを明記したものである。</p>

<p>二 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に適切な福祉サービス等の利用が行われるようにしなければならない。</p>	<p>④継続的かつ計画的な福祉サービス等の利用（第2項第2号）</p> <p>利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うためには、利用者の心身又は家族の状態等に応じて、継続的かつ計画的に福祉サービス等が提供されることが重要である。相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成又は変更に当たり、継続的かつ計画的な支援という観点に立って福祉サービス等の提供が行われるようにすることが必要であり、継続が困難な、あるいは必要性に乏しい福祉サービス等の利用を助長することがあってはならない。</p>
<p>三 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、指定障害福祉サービス等又は指定地域相談支援に加えて、指定障害福祉サービス等又は指定地域相談支援以外の福祉サービス等、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めてサービス等利用計画に位置付けるよう努めなければならない。</p>	<p>⑤総合的なサービス等利用計画の作成（第2項第3号）</p> <p>サービス等利用計画は、利用者の日常生活全般を支援する観点に立って作成されることが重要である。このため、サービス等利用計画の作成又は変更に当たっては、利用者及びその家族の希望やアセスメントに基づき、指定障害福祉サービス等以外の、例えば、<u>保健医療サービス</u>、<u>地域生活支援事業等の市町村が一般施策として行うサービス</u>や<u>当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等</u>の利用も含めてサービス等利用計画に位置づけることにより<u>総合的な計画</u>となるよう努めなければならない。</p>
<p>四 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成の開始に当たっては、利用者等によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定障害福祉サービス事業者等又は指定一般相談支援事業者に関するサービス</p>	<p>⑥利用者等によるサービスの選択（第2項第4号）</p> <p>相談支援専門員は、利用者等がサービスを選択することを基本に、これを支援するものである。このため、相談支援専門員は、当該利用者等が居住する地域の指定障害福祉サービス事業者等又は指定一般相談支援事業者に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供することにより、利用者等にサー</p>

<p>の内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供しなければならない。</p>	<p>ビスの選択を求めるべきものであり、特定の福祉サービス等の事業を行う者に不当に偏した情報を提供するようなことや、利用者等の選択を求めることなく同一の事業主体の福祉サービスのみによるサービス等利用計画案を最初から提示することがあってはならない。…</p>
---	--

(3) アセスメント

サービス等利用計画案の作成プロセスの最初の段階はアセスメントである。これについては以下のように規定され、相談支援専門員が障害者と家族のニーズと課題を把握することとされている（図 I - 2）。

基準省令	解釈通知
<p>五 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、<u>その心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握</u>（以下…「アセスメント」という。）を行わなければならない。</p>	<p>⑦アセスメントの実施（第2項第5号）</p> <p>サービス等利用計画は、個々の利用者の特性に応じて作成されることが重要である。このため相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に先立ち利用者のアセスメントを行わなければならない。</p> <p>アセスメントとは、利用者が既に提供を受けている福祉サービス等や障害者の状況等の利用者を取り巻く環境等の評価を通じて利用者が生活の質を維持・向上させていく上で生じている問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握することであり、利用者の生活全般についてその状態を十分把握することが重要である。</p> <p>なお、当該アセスメントは、相談支援専門員の個人的な考え方や手法のみによって行われてはならず、その者の課題を客観的に抽出するための手法として合理的なものと認められる適切な方法を用いなければならないものである。…</p>

六 相談支援専門員は、アセスメントに当たっては、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接しなければならない。この場合において、相談支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

⑧アセスメントにおける留意点（第2項第6号）

相談支援専門員は、アセスメントの実施に当たっては、必ず利用者の居宅、障害者支援施設等、精神科病院を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、利用者やその家族との間の信頼関係、協働関係の構築が重要であり、相談支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。このため、相談支援専門員は面接技法等の研鑽に努めることが重要である。

図 I - 2 アセスメントの記録 (様式例)

申請者の現状(基本情報)(例)

作成日		相談支援事業者名		計画作成担当者	
1. 概要(支援経過・現状と課題等)					
2. 利用者の状況					
氏名		生年月日		年齢	
住所	[持家・借家・グループ/ケアホーム・入所施設・医療機関・その他()]			電話番号	
				FAX番号	
障害または疾患名		障害程度区分		性別	男・女
家族構成 ※年齢、職業、主たる介護者等を記入			社会関係図 ※本人と関わりを持つ機関・人物等(役割)		
生活歴 ※受診歴等含む				医療の状況 ※受診科目、頻度、主治医、疾患名、服薬状況等	
本人の主訴(意向・希望)			家族の主訴(意向・希望)		
3. 支援の状況					
	名称	提供機関・提供者	支援内容	頻度	備考
公的支援(障害福祉サービス、介護保険等)					
その他の支援					

(4) 支給決定等の前のサービス等利用計画案

障害福祉サービスは、その種類ごとに利用要件が設定されている。たとえば重度訪問介護は、重度障害者を対象とした連続長時間型のホームヘルプおよびガイドヘルプのサービスであるが、利用要件は以下のように設定されている。

要件 1 (以下のいずれにも該当)

- ①障害支援区分の認定結果が、非該当、区分 1、区分 2、…区分 6 の 7 段階のうち、区分 4 以上であること
- ②医師意見書において四肢のうち二肢以上に麻痺等があるとされていること
- ③障害支援区分の認定調査項目「1-8. 歩行」が、「支援が不要」ではなく「見守り等の支援が必要」「部分的な支援が必要」「全面的な支援が必要」のいずれかで認定されていること
- ④認定調査項目「1-4. 移乗」が、「支援が不要」ではなく「見守り等の支援が必要」「部分的な支援が必要」「全面的な支援が必要」のいずれかで認定されていること
- ⑤認定調査項目「2-4. 排尿」が、「支援が不要」ではなく「部分的な支援が必要」「全面的な支援が必要」のいずれかで認定されていること
- ⑥認定調査項目「2-5. 排便」が、「支援が不要」ではなく「部分的な支援が必要」「全面的な支援が必要」のいずれかで認定されていること

要件 2 (以下のいずれにも該当)

- ①障害支援区分の認定結果が区分 4 以上であること
- ②障害支援区分の認定調査項目のうち、12 項目の行動関連項目等の合計点数が 10 点以上であること

このため、相談支援専門員は、アセスメントによって把握したニーズを充足し課題を解決できるように、市町村の区分認定の結果により利用要件に合致しているサービスを組み合わせ、サービス等利用計画案を作成する(図 I-3、図 I-4)。また、申請者はこの計画案を市町村に提出し、市町村は計画案を支給決定等の勘案事項の 1 つとする。

また、サービスの利用開始後にその状況を相談支援専門員がモニタリングする頻度の案についても、サービス等利用計画案に盛り込まれる。市町村は、この案を勘案したうえで、支給決定等の項目の 1 つとしてモニタリングの頻度(モニタリング期間)を決定する。

<p>七 相談支援専門員は、利用者についてのアセスメントに基づき、当該地域における指定障害福祉サービス等又は指定地域相談支援が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組合せについて検討し、<u>利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量、福祉サービス等を提供する上での留意事項、法第五条第二十一項に規定する厚生労働省令で定める期間⁴⁾に係る提案等</u>を記載したサービス等利用計画案を作成しなければならない。</p>	<p>⑨サービス等利用計画案の作成（第2項第7号）</p> <p>相談支援専門員は、サービス等利用計画が利用者の生活の質に直接影響する重要なものであることを十分に認識し、サービス等利用計画案を作成しなければならない。したがって、サービス等利用計画案は、利用者及びその家族の希望並びに利用者について把握された解決すべき課題をまず明らかにした上で、当該地域における指定障害福祉サービス又は指定地域相談支援が提供される体制を勘案し、実現可能なものとする必要がある。</p> <p>なお、当該サービス等利用計画案には、提供される福祉サービス等について、その長期的な目標及びそれを達成するための短期的な目標並びにそれらの達成時期、市町村に対するモニタリング期間に係る提案等を明確に盛り込む必要がある。特に、モニタリング期間については、利用する予定のサービスの種類のみをもって一律に設定することのないよう利用者の心身の状況等を勘案した上で、柔軟かつ適切に提案するものとする。その上で、当該達成時期にはモニタリングの実施によりサービス等利用計画及び各指定障害福祉サービス等又は指定地域相談支援の評価を行い得るようにすることが重要である。</p>
<p>八 相談支援専門員は、サービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等について、法第19条第1項に規定する介護給付費等の対象となるかどうかを区分した上で、当該サービス等利用</p>	<p>⑩サービス等利用計画案の説明及び同意（第2項第8号）</p> <p>サービス等利用計画案に位置付ける福祉サービスの選択は、利用者自身が行うことが基本であり、また、当該計画案は利用者の希望を尊重して作成されなければならない。このため、当該計画案の作成に当たって、これに位置付けるサービス</p>

⁴⁾（引用者注）いわゆるモニタリング期間のこと。

<p>計画案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得なければならない。</p>	<p>について、また、サービスの内容についても利用者の希望を尊重するとともに、作成されたサービス等利用計画案についても、最終的には、その内容について説明を行った上で文書によって利用者の同意を得ることを義務づけることにより、利用者によるサービスの選択やサービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するものである。…</p>
<p>九 相談支援専門員は、サービス等利用計画案を作成した際には、当該サービス等利用計画案を利用者等に交付しなければならない。</p>	<p>⑩サービス等利用計画案の交付（第2項第9号）</p> <p>相談支援専門員は、第10号のサービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画案について、第11号の利用者等の同意を得た後、サービス等利用計画を作成した際には、遅滞なく利用者等及び担当者に交付しなければならない。</p> <p>また、相談支援専門員は、担当者に対してサービス等利用計画を交付する際に、当該計画の趣旨及び内容等について十分に説明し、各担当者との共有、連携を図った上で、各担当者が自ら提供する福祉サービス等の当該計画における位置付けを理解できるように配慮する必要がある。…</p>

図 I - 3 サービス等利用計画（様式例）
サービス等利用計画・障害児支援利用計画（例）

利用者氏名（児童氏名）		障害程度区分		相談支援事業者名				
障害福祉サービス受給者証番号		利用者負担上限額		計画作成担当者				
地域相談支援受給者証番号		通所受給者証番号						
計画作成日		モニタリング期間（開始年月）		利用者同意署名欄				
利用者及びその家族の生活に対する意向（希望する生活）								
総合的な援助の方針								
長期目標								
短期目標								
優先順位	解決すべき課題（本人のニーズ）	支援目標	達成時期	福祉サービス等 種類・内容・量（頻度・時間）	提供者名 （担当者名・電話）	課題解決のための 本人の役割	評価 時期	その他留意事項
1								
2								
3								
4								
5								
6								

図 I - 4 サービス等利用計画の週間計画表 (様式例)

サービス等利用計画・障害児支援利用計画【週間計画表】(例)

利用者氏名(児童氏名)		障害程度区分		相談支援事業者名			
障害福祉サービス受給者証番号	利用者負担上限額	障害種別	利用者負担率	事業者名	担当		
地域相談支援受給者証番号	通所受給者証番号			計画作成担当者			
計画開始年月							
月	火	水	木	金	土	日・祝	主な日常生活上の活動
6:00							
8:00							
10:00							
12:00							
14:00							
16:00							週単位以外のサービス
18:00							
20:00							
22:00							
0:00							
2:00							
4:00							

サービス提供
によって実現
する生活の
全体像

(5) サービス担当者会議

申請者が市町村から支給決定等を受けたあと、そこで決定されたサービスの種類と量を踏まえて、相談支援専門員は計画案を作り直す。そして、そのサービスを提供する事業者と連絡調整のうえ、その担当者を集めてサービス担当者会議を開催する。

この会議での相談支援専門員と福祉サービス事業者の意見交換を通じて、計画案がブラッシュアップされていくが、計画相談支援の基準省令と解釈通知はあまり具体的な記載がない。

たとえば、前述のように、計画相談支援の具体的取扱方針では障害者や家族の主体的な参加と課題解決に向けた意欲の醸成が強調されていた。しかし、サービス担当者会議に関しては、障害者本人や家族の出席は特に規定されていない。

これについて、相談支援従事者初任者研修のテキストでも、該当箇所において「利用者を含め支援者が互いの役割や全体の方向性を確かめ合い」「最終的には利用者を中心に関係者が一堂に会して『応援団』の結成式を目指すイメージ」という表現に留まっている（大久保 2013 : 152-153）。ただし、このテキストで紹介されている事例の多くで、サービス担当者会議に障害者や家族が出席している（福岡 2013 : 12、17、20、22-23、25、吉田 2013 : 207-209）。

一方、日本相談支援専門員協会が発行している手引書では、サービス等利用計画案の留意点として「計画作成時にはできる限り利用者も含めたサービス等調整会議を開催する」ことを挙げている（日本相談支援専門員 2013 : 22）。

また、同じく具体的取扱方針では、保健医療サービス、市町村の地域生活支援事業や一般施策、住民ボランティアなども含めた総合的な計画を作成すべきことが謳われていた。しかし、これらのサービスの提供主体に対してサービス担当者会議への出席を要請することについて、計画相談支援の基準省令では「その他の者」、同じく解釈通知では「サービス等利用計画案に位置づけた福祉サービス等」と記載されているに過ぎない。

この点に関しても、前掲のテキストで紹介されている事例では、特別支援学校、保育所、障害者就業・生活支援センター、保健所、医療機関、児童養護施設、社会福祉協議会、民生委員、別居の親族など、非常に多様な参加者がサービス担当者会議に加わっている（福岡 2013 : 12、17、20、22-23、25、吉田 2013 : 207-209）。

基準省令	解釈通知
十 相談支援専門員は、支給決定又は地域相談支援給付決定を踏まえてサービス等利用計画案の変更を行い、	⑫サービス担当者会議の開催等による専門的意見の聴取（第2項第10号） 相談支援専門員は、効果的かつ実現可能な質の高いサービス等利用計画を作成するため、支給決

<p>指定障害福祉サービス事業者等、指定一般相談支援事業者<u>その他の者</u>との連絡調整等を行うとともに、サービス担当者会議（相談支援専門員がサービス等利用計画の作成のために当該変更を行ったサービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催等により、当該サービス等利用計画案の内容について説明を行うとともに、担当者から、専門的な見地からの意見を求めなければならない。</p>	<p>定又は地域相談支援給付決定が行われた後に、各サービスが共通の目標を達成するための具体的なサービスの内容について、<u>支給決定又は地域相談支援給付決定の内容を踏まえて変更を行ったサービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者</u>（以下「担当者」という。）からなるサービス担当者会議の開催等により、<u>当該計画案の内容について説明を行うとともに、専門的な見地からの意見を求めることが重要である。</u>なお、相談支援専門員は、複数職種間で直接に意見調整を行う必要の有無について十分見極める必要があるものである。…</p>
--	---

(6) 支給決定等の後のサービス等利用計画

サービス担当者会議などを踏まえて相談支援専門員は計画案を作成し直し、障害者や家族への説明と同意により、晴れて計画案は「案」のとれたサービス等利用計画となる。そして、指定障害福祉サービス事業者等や指定一般相談支援事業者の場合は、支給決定等の内容に基づいて障害者または障害児の保護者と契約を交わし、この計画に沿ってサービスを提供していくこととなる。

基準省令

解釈通知

<p>十一 相談支援専門員は、サービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意</p>	<p>⑬ サービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画案の説明及び同意（第2項第11号） 相談支援専門員は、第8号と同様に第10号の<u>サービス担当者会議を踏まえた計画案</u>の内容について、利用者又はその家族に対して説明を行った上で、文書によって利用者の同意を得なければ</p>
--	--

を得なければならない。	ならない。
十二 相談支援専門員は、サービス等利用計画を作成した際には、当該サービス等利用計画を利用者等及び担当者に交付しなければならない。	⑭サービス等利用計画の交付（第2項第12号） 相談支援専門員は、第10号のサービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画案について、第11号の利用者等の同意を得た後、サービス等利用計画を作成した際には、遅滞なく利用者等及び担当者に交付しなければならない。 また、相談支援専門員は、担当者に対してサービス等利用計画を交付する際に、当該計画の趣旨及び内容等について十分に説明し、各担当者との共有、連携を図った上で、各担当者が自ら提供する福祉サービス等の当該計画における位置付けを理解できるように配慮する必要がある。…

(7) モニタリング

サービスの利用が開始されたあと、相談支援専門員は、障害者、家族、福祉サービス事業者との継続的な連絡などを通じて、課題の変化やサービス提供の状況を日常的に把握することとされている。また、特に支給決定等で定められたモニタリング期間ごとに障害者の居宅などを訪問してモニタリングを実施し（図I-5）、必要に応じて計画を見直し、さらに必要であれば支給決定等の変更の申請を障害者や家族に勧奨することとされている。

基準省令

解釈通知

3 指定計画相談支援における指定継続サービス利用支援…の方針は、第二条に規定する基本方針及び前二項に規定する方針に基づき、次の各号に掲げるところによるものとする。	
一 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成後、サービス等利用計画の実施状況の把握（利用者についての継続的な評価を含む。次号…において「モニタリ	⑮サービス等利用計画の実施状況等の把握及び評価等（第3項第1号） 指定計画相談支援においては、利用者の有する解決すべき課題に即した適切なサービスを組み合わせることで利用者へ提供し続けることが重要である。このために相談支援専門員は、 <u>利用者の解決</u>

<p>ング」という。)を行い、必要に応じてサービス等利用計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな支給決定又は地域相談支援給付決定が必要であると認められる場合には、利用者等に対し、支給決定又は地域相談支援給付決定に係る申請の勧奨を行うものとする。</p>	<p><u>すべき課題の変化</u>に留意することが重要であり、サービス等利用計画の作成後においても、<u>利用者及びその家族、福祉サービスの事業を行う者等との連絡</u>を継続的に行うことにより、<u>サービス等利用計画の実施状況</u>や<u>利用者についての解決すべき課題</u>の把握を行い、必要に応じてサービス等利用計画の変更、福祉サービス事業を行う者等との<u>連絡調整</u>その他の便宜の提供を行うとともに、新たな支給決定又は地域相談支援給付決定が必要であると認められる場合には、利用者等に対し、<u>支給決定又は地域相談支援給付決定に係る申請の勧奨</u>を行うものとする。</p> <p>なお、利用者の解決すべき課題の変化は、利用者 に直接サービスを提供する福祉サービス事業 を行う者等により把握されることも多いことか ら、相談支援専門員は、当該福祉サービスの事業 を行う者等のサービス担当者と緊密な連携を図 り、利用者の解決すべき課題の変化が認められ る場合には、円滑に連絡が行われるよう体制の整備 に努めなければならない。…</p>
<p>二 相談支援専門員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的に行うこととし、…厚生労働省令で定める期間ごとに利用者の居宅等を訪問し、利用者等に面接するほか、その結果を記録しなければならない。</p>	<p>⑩モニタリングの実施（第3項第2号）</p> <p>相談支援専門員は、モニタリングに当たっては、サービス等利用計画の作成後においても、利用者及びその家族、福祉サービスの事業を行う者等との連絡を継続的に行うこととし、市町村が支給決定又は地域相談支援給付決定の際に、利用者に対して通知するモニタリング期間ごとに、利用者の居宅、精神科病院又は障害者支援施設等で面接を行い、その結果を記録することが必要である。…</p>
<p>三 前項第一号から第七号まで及び第十号から第十二号までの規定は、第一号に規</p>	<p>⑪サービス等利用計画の変更（第3項第3号）</p> <p>相談支援専門員は、サービス等利用計画を変更する際には、原則として、基準第15条第2項第</p>

<p>定するサービス等利用計画の変更について準用する。</p>	<p>1号から第7号及び第10号から第12号までに規定されたサービス等利用計画作成に当たっての一連の業務を行うことが必要である。</p> <p>なお、利用者等の希望による軽微な変更（サービス提供日時の変更等）を行う場合には、この必要はないものとする。</p> <p>ただし、この場合においても、相談支援専門員が利用者の解決すべき課題の変化に留意することが重要であることは、同条第3項第1号（サービス等利用計画の実施状況等の把握及び評価等）に規定したとおりであるので念のため申し添える。</p>
<p>四 …</p>	<p>⑱指定障害者支援施設等への紹介その他の便宜の提供（第3項第4号）</p> <p>…</p>
<p>五 …</p>	<p>⑲指定障害者支援施設等との連携（第3項第5号）</p> <p>…</p>

図 I - 5 モニタリング報告書（様式例）
 モニタリング報告書(継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助)(例)

利用者氏名(児童氏名)	障害程度区分	相談支援事業者名	
障害福祉サービス受給者証番号	利用者負担上限額	計画作成担当者	
地域相談支援受給者証番号	通所受給者証番号		
計画作成日	モニタリング実施日	利用者同意署名欄	
総合的な援助の方針			
全体の状況			
優先順位	支援目標	達成時期	サービス提供状況 (事業者からの聞き取り)
	本人の感想・満足度	支援目標の達成度 (二エースの充足度)	今後の課題・解決方法
	計画変更の必要性	サービス量の変更	サービス種類の変更
	期間計画の変更		
1	有・無	有・無	有・無
2	有・無	有・無	有・無
3	有・無	有・無	有・無
4	有・無	有・無	有・無
5	有・無	有・無	有・無
6	有・無	有・無	有・無
	その他留意事項		

(8) セルフプランの考え方

さて、前述のとおり、介護給付費、訓練等給付費、地域相談支援給付費の支給決定等のプロセスにおいて、申請者は市町村に対して、指定特定相談支援事業者が作成した計画案に代えてセルフプランを提出することもできる。

厚生労働省のQ & A⁵⁾では、セルフプランの作成主体として、障害者本人、家族、障害者団体などの支援者が想定されている。

また、セルフプランも、計画相談支援による計画案も、法令上はどちらも「サービス等利用計画案」であることから、そこに盛り込むべき事項は共通して障害者総合支援法施行規則⁶⁾で規定されている。このため、セルフプランの場合であっても、たとえば障害者や家族の意向、解決すべき課題などを盛り込まなければならない。

しかし、厚生労働省の事務連絡⁷⁾では、セルフプランの場合はモニタリングが不要であるとされている。つまり、障害福祉サービスなどの利用を通じてニーズが充足されたのか、課題が解決したのかを、相談支援専門員などの第三者が検証する機会が制度的に担保されているわけではない⁸⁾。

したがって、セルフプランは、単に障害者自身が計画案を作成するだけではなくて、その検証についても自ら行うことが期待されていると言えるだろう。特に支給決定等の有効期間⁹⁾が満了したときに、それまでの支援内容を踏まえて障害者本人がセルフプランを組み直し、市町村に更新を申請することは、典型的なPDCAサイクルだと言えるだろう。

第2節 障害者差別解消法に基づく合理的配慮

(1) 意思の表明

障害者差別解消法¹⁰⁾は、行政機関等に対して合理的配慮の提供の義務を課し、民間事業者に対して努力義務を課している。障害学生に対する合理的配慮に関しては、国立大学法人や公立大学法人は行政機関等に該当し、学校法人は民間事業者に該当する(2016 報告書: 84)。

⁵⁾ 相談支援に係るQ & Aについて(平成25年2月22日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域移行・障害児支援室事務連絡)

⁶⁾ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)

⁷⁾ 計画相談支援・障害児相談支援の体制整備を進めるに当たっての基本的考え方等について(平成26年2月27日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室事務連絡)

⁸⁾ なお、前掲の事務連絡では、近隣に指定特定相談支援事業者がないことに起因してセルフプランを余儀なくされた場合については、モニタリングに代わるものとして、市町村が障害者本人の状況を定期的に把握すべきであると指摘している。

⁹⁾ たとえば重度訪問介護では、最長1年の範囲内で市町村が定める。法第23条、則第15条第1項第1号。

¹⁰⁾ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)

また、同法は、障害者からの「社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明」を合理的配慮の提供の義務や努力義務の起点と位置づけている。

(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

第7条第2項 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

第8条第2項 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

これについて、同法の基本方針¹¹⁾（以下「基本方針」）は以下のように規定している。

第2 行政機関等及び事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する共通的な事項

3 合理的配慮

(1) 合理的配慮の基本的な考え方

ウ 意思の表明に当たっては、具体的場面において、社会的障壁の除去に関する配慮を必要としている状況にあることを言語（手話を含む。）のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達など、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段（通訳を介するものを含む。）により伝えられる。

また、障害者からの意思表示のみでなく、知的障害や精神障害（発達障害を含む。）等により本人の意思表示が困難な場合には、障害者の家族、介助者等、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含む。…

¹¹⁾ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定）

同法に基づく文部科学省の対応指針¹²⁾（以下「文部科学省の対応指針」）においても、意思の表明が合理的配慮の重要なポイントに位置づけられている。また、合理的配慮の提供を受けることを障害学生の権利として位置づけていることも特徴的である。

なお、文部科学省の対応指針は民間事業者に適用されるが、同省高等教育局長が発出した施行通知¹³⁾の柱書きでは「国立大学，公立大学，国立高等専門学校，公立高等専門学校，大学共同利用機関は本指針の直接の対象ではありませんが，法に適切に対応するための参考としていただくよう」にとされている。

別紙 2 分野別の留意点

学校教育分野

3 高等教育段階

(1) 合理的配慮に関する留意点

- ③決定過程：権利の主体が学生本人にあることを踏まえ、学生本人の要望に基づいた調整を行うこと。

さらに、文部科学省の障害のある学生の修学支援に関する検討会（平成 28 年度）¹⁴⁾ が 2017 年に取りまとめた第二次まとめ¹⁵⁾（以下「第二次まとめ」）も、障害学生の意思の表明を合理的配慮の起点に位置づけている。

5. 障害者差別解消法を踏まえた「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮」に関する考え方と対処

(3) 合理的配慮の内容の決定の手順

①障害のある学生からの申出

- i 原則として、障害のある学生本人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、大学等は社会的障壁の除去の実施についての合理的配慮を行なう。

これに関連して、第二次まとめは、意思の表明にあたって障害学生による根拠資料の提

¹²⁾ 文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針（平成 27 年文部科学省告示第 180 号）

¹³⁾ 文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針について（通知）（平成 27 年 27 文科高第 849 号）

¹⁴⁾ 文部科学省は、2012 年 6 月から 12 月にかけて「障がいのある学生の修学支援に関する検討会」を、2016 年 4 月から 2017 年 1 月にかけて「障害のある学生の修学支援に関する検討会（平成 28 年度）」を、それぞれ開催している。

¹⁵⁾ 障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第二次まとめ）（平成 29 年 3 月）

出を求めている。この点は他の法令とは異なる特徴である。

5. 障害者差別解消法を踏まえた「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮」に関する考え方と対処

(3) 合理的配慮の内容の決定の手順

①障害のある学生からの申出

iii 原則として、障害のある学生の申出に際しては、個々の学生の障害の状況を適切に把握するため、学生から障害の状況に関する根拠資料の提出があることが必要である。根拠資料としては、障害者手帳の種別・等級・区分認定、適切な医学的診断基準に基づいた診断書、標準化された心理検査等の結果、学内外の専門家の所見、高等学校・特別支援学校等の大学等入学前の支援状況に関する資料等が挙げられる。また、適切な配慮内容決定のためには、本人が自らの障害の状況を客観的に把握・分析した説明資料等も有効である。これらのうち、利用できる根拠資料を複合的に勘案して、個々の学生の障害の状況を適切に把握する必要がある。

iv ただし、障害の内容によっては、これらの資料の提出が困難な場合があることに留意し、障害のある学生が根拠資料を取得する上での支援を行なうことや、下記の建設的対話等を通じて、本人に社会的障壁の除去の必要性が明白であることが現認できる場合には、資料の有無に関わらず、合理的配慮の提供について検討することが重要である。

(2) 意思の表明の不在

ただし、障害者権利条約¹⁶⁾では前項のような意思の表明に関する言及はなく、これを合理的配慮の起点とすることを想定していない。このような事情もあり、たとえば池原毅和は「行政機関等や事業者が障害のある人にとって社会的障壁の除去が必要であることを知りうる場合には、あえて障害のある人から意思表示がなくても、必要な配慮について提案するなどの対応を取るべきであり、障害のある人から意思表示がなかったという理由で合理的配慮義務を免れることはできない」と指摘している（池原 2016：26）。

また、基本方針も以下のように注意を促している。

¹⁶⁾ 障害者の権利に関する条約（平成 26 年条約第 1 号及び外務省告示第 28 号）、
CONVENTION ON THE RIGHTS OF PERSONS WITH DISABILITIES

第2 行政機関等及び事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する共通的な事項

3 合理的配慮

(1) 合理的配慮の基本的な考え方

ウ …なお、意思の表明が困難な障害者が、家族、介助者等を伴っていない場合など、意思の表明がない場合であっても、当該障害者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、法の趣旨に鑑みれば、当該障害者に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけるなど、自主的な取組に努めることが望ましい。

これを踏まえ、第二次まとめも以下のように指摘し、大学等による積極的な働きかけの必要性について、さらに踏み込んで説明している。

5. 障害者差別解消法を踏まえた「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮」に関する考え方と対処

(3) 合理的配慮の内容の決定の手順

①障害のある学生からの申出

- ii 本人からの申出ができない場合においても、当該学生が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、法の趣旨に鑑み、大学等側から当該学生に対して働きかけることが望ましい。例えば、適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけることや、日頃から学生個々の（障害）特性やニーズの把握に努めること、障害のある学生自ら社会的障壁を認識して正当な権利を主張し、意思決定や必要な申出ができるように、必要な情報や自己選択・決定の機会を提供することなどに取り組むことが望ましい。

なお、池原は「本人の意向を無視して一方的にお仕着せの合理的配慮を提供することは真の平等の実現にはなりませんし、障害のある人の尊厳と自己決定を損なうことにもなります」と指摘し、意思の表明に積極的な意義も認めている（池原 2016：26）。

(3) 建設的対話

次に、合理的配慮に関する障害者と行政機関等や民間事業者の合意形成について、基本方針は以下のように規定し、それが建設的対話を通じて行われるべきことを指摘している。

第2 行政機関等及び事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する共通的な事項

3 合理的配慮

(1) 合理的配慮の基本的な考え方

イ 合理的配慮は、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、「(2) 過重な負担の基本的な考え方」に掲げた要素を考慮し、代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされるものである。…

また、行政機関等または民間事業者が過重な負担を理由に合理的配慮の提供を断念する場合には、その理由を障害者に説明すべき旨の注意を促している。

第2 行政機関等及び事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する共通的な事項

3 合理的配慮

(2) 過重な負担の基本的な考え方

過重な負担については、行政機関等及び事業者において、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。行政機関等及び事業者は、過重な負担に当たると判断した場合は、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。…

一方、障がいのある学生の修学支援に関する検討会が 2012 年に取りまとめた第一次まとめ¹⁷⁾では、もう少し踏み込んだ言及となっている。

5. 大学等における合理的配慮

(3) 決定過程

(合理的配慮の合意形成過程)

- 合理的配慮の合意形成過程において、学生本人の教育的ニーズと意思を把握する際には、障害のため学生が単独で大学等との意思疎通を行うことが困難な場合

¹⁷⁾ 障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告（第一次まとめ）（平成 24 年 12 月 21 日）

があることなどにも留意し、必要に応じ、障害に関する専門家の同席を促したり、学内外のリソースや支援に関する情報を整理して学生に示すなど、意思表示のプロセスを支援することが重要である。…

(合理的配慮の決定)

- 大学等が合理的配慮を決定するに当たっては、学生本人の教育的ニーズと意思を尊重した配慮ができない場合の合理的理由を含め、学生本人を含む関係者間において、可能な限り合意形成・共通理解を図った上で決定し、提供されることが望まれる。…

さらに、第二次まとめでは記載内容が増補されている。

5. 障害者差別解消法を踏まえた「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮」に関する考え方と対処

(3) 合理的配慮の内容の決定の手順

②障害のある学生と大学等による建設的対話

- i 障害のある学生本人と大学等（担当教員、所属学部・研究科、障害学生支援室等）による建設的対話を行ない、合理的配慮の内容を決定する。
- ii 建設的対話においては、本人の意思決定を重視し、この意思確認が不在のまま、一方的に合理的配慮の内容の決定が行われることは避けなければならない。
- iii なお、この際、本人が自ら求める支援内容の説明や、意思決定を行なうことが困難である場合等は、必要に応じて本人が保護者や支援者の援助を受けることができるようにすることが重要である。

③内容決定の際の留意事項

- ii 合理的配慮の検討過程において、大学等が過重な負担に当たると判断した場合、障害のある学生にその理由を説明し、理解を得るように努めるとともに、他の実現可能な措置を提案する。

(4) 支援の調整

障害者差別解消法は第17条と第18条において、関係機関の協議や調整の場として障害者差別解消支援地域協議会を国や地方公共団体が設置できることを規定している。また、行政機関等や民間事業者の内部での調整については、基本方針のなかで基礎的環境整備と合理的配慮の関係や職員の研修の必要性などに言及があるものの、あまり多くはない。

これに対して、文部科学省の対応指針は一定の紙幅を割いている。

まず、学校内部での調整については、特に障害学生支援の担当部署の役割の重要性を指摘している。

別紙2 分野別の留意点

学校教育分野

3 高等教育段階

(1) 合理的配慮に関する留意点

ア 担当部署の設置及び適切な人的配置

支援体制を整備するに当たり、必要に応じ、障害のある学生の支援を専門に行う担当部署の設置及び適切な人的配置（専門性のある専任教職員、コーディネーター、相談員、手話通訳等の専門技術を有する支援者等）を行うほか、学内（学生相談に関する部署・施設、保健管理に関する部署・施設、学習支援に関する部署・施設、障害に関する様々な専門性を持つ教職員）との役割を明確にした上で、関係部署・施設との連携を図る。

なお、障害のある学生の所属学部や学科、担当教職員により提供する支援の内容が著しく異なるなどの状況が発生した場合は、学長及び障害のある学生の支援を専門に行う担当部署を中心に、これらの事案の内容を十分に確認した上で、必要な調整を図り、さらに再発防止のための措置を講じることが望ましい。

また、障害のある学生と大学等との間で提供する合理的配慮の内容の決定が困難な場合は、第三者的視点に立ち調整を行う組織が必要となるため、このような組織を学内に設置することが望ましい。

これらの調整の結果、なお合意形成が難しい場合は、大学等の設置者である学校法人等が、法的知見を有する専門家等の助言を得るなどしつつ、法の趣旨に即して適切に対応することが必要である。

また、関係機関との連携や同級生による支援についても言及している。

別紙2 分野別の留意点

学校教育分野

3 高等教育段階

(1) 合理的配慮に関する留意点

イ 外部資源の活用

障害は多岐にわたり、各大学等内の資源のみでは十分な対応が困難な場合があることから、必要に応じ、学外（地方公共団体、NPO、他の大学等、特別支援学校など）の教育資源の活用や障害者関係団体、医療、福祉、労働関係機関等との連携についても検討する。

ウ 周囲の学生の支援者としての活用

障害のある学生の日常的な支援には、多数の人材が必要となる場合が多いことから、周囲の学生を支援者として活用することも一つの方法である。

一方で、これらの学生の支援者としての活用に当たっては、一部の学生に過度な負担が掛かることや支援に携わる学生と障害のある学生の間関係に問題が生じる場合があることから、これらに十分留意するとともに、障害の知識や対応方法、守秘義務の徹底等、事前に十分な研修を行い、支援の質を担保した上で実施することが重要である。

(5) モニタリングと紛争解決

障害者差別解消法と基本方針では、個別事例に対するモニタリングではなく、主として障害者差別解消支援地域協議会による調停や斡旋、主務大臣の報告徴収、助言、指導、勧告などを通じた紛争解決が想定されている。

また、第二次まとめも、モニタリングについては簡単に触れている程度であるが、紛争解決については第三者組織の整備や学外の窓口の紹介を含めて言及している。

5. 障害者差別解消法を踏まえた「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮」に関する考え方と対処

(3) 合理的配慮の内容の決定の手順

④ 決定された内容のモニタリング

合理的配慮の内容の妥当性や、その後の状況を把握するために、提供した支援についてのモニタリングを行ない、必要がある場合には内容の調整を行なう。

(4) 紛争解決のための第三者組織

障害のある学生が、大学等から不当な差別的取扱いを受けていると考えた場合、また合理的配慮を含む障害のある学生への支援の内容やその決定過程に対して不服がある場合に備え、大学等は、本人からの不服申立てを受理し、紛争解決のための調整を行なう学内組織を整備することが望ましい。その際に留意すべき観点を以下に示す。

① 障害のある学生への支援を行なう部署や委員会等に対して、中立的な立場で調停ができる組織とすること。これらの委員会には障害者が参加していることが望ましい。

② 学内に第三者組織が整備されていない場合や、第三者組織で調停ができなかった場合でも、障害者差別解消法に基づいて、障害のある学生は学外の相談・調停窓口（文部科学省高等教育局学生・留学生課、法務省人権擁護局、障害者差

別に、紛争解決のための相談を行なうことができる。そのため、大学等は、学内の紛争解決のための学内組織の存在に加えて、こうした権利保障に関する学外の相談窓口の存在を、障害のある学生に周知し、必要に応じて連携を図ることが重要である。

なお、初等中等教育に関する箇所ではあるが、文部科学省の対応指針はPDCAサイクルの必要性も指摘している。ただし、高等教育に関する箇所ではないため、幼児、児童、生徒によるモニタリングという視点を重視した書き方とはなっていない。

別紙2 分野別の留意点

学校教育分野

2 初等中等教育段階

(1) 合理的配慮に関する留意点

エ 合理的配慮は、障害者がその能力を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであるインクルーシブ教育システムの理念に照らし、その障害のある幼児、児童及び生徒が十分な教育が受けられるために提供できているかという観点から評価することが重要である。例えば、個別の教育支援計画や個別の指導計画について、各学校において計画に基づき実行した結果を評価して定期的に見直すなど、PDCAサイクルを確立させていくことが重要である。

第3節 計画相談支援と合理的配慮の相違点と類似点

(1) 支援の起点

計画相談支援の目的は、障害者が望む生活を把握し、そのために必要なサービスが円滑に提供されるように調整などを行うことだけではない。アセスメントを通じて、障害者が望む生活の実現を妨げている潜在的な問題を「解決すべき課題」として把握することが、相談支援専門員には期待されている。また、それを障害者本人と相談支援専門員が共同して見つけるのか、障害者本人が独力で把握するのかという大きな違いはあるものの、この「解決すべき課題」という考え方そのものはセルフプランでも貫かれている。

一方、合理的配慮の目的は「行政機関等や民間事業者が、障害のない人と同様に、障害者に対して財やサービスなどを提供するため」であり、非常に端的である。このため、基本的には障害者本人からの意思の表明が合理的配慮の起点として位置づけられている。

ただし、第二次まとめは、教育における人格形成の支援という視点から、障害学生によ

る意思の表明に対する大学等のサポートを強調している。この点は、計画相談支援における「解決すべき課題」のうち、特にエンパワメント支援と重なる部分がある。

（２）支援が対象とする生活場面

計画相談支援は、障害者の生活全般にわたるニーズの充足と課題の解決を目的としている。このことは、たとえばアセスメントで、「日常生活全般の状況」などを評価し、「解決すべき課題」を把握することが相談支援専門員に期待されていることにも現れている。そして、この目的の大きさゆえにアプローチはきわめて多種多様であり、その多種多様なアプローチの組み合わせによって目的を達成しようとしているのが計画相談支援である。この結果として、計画相談支援では多様な支援者（指定障害福祉サービス事業者等だけではなく住民ボランティアなども含む）による総合的な支援を志向する。そして、これらの担い手に対して、日常的な連絡調整やサービス担当者会議などを通じて、相談支援専門員が全体の調和を図る。

一方、合理的配慮は、行政機関等または民間事業者が財やサービスなどを提供するという、障害者の生活の一部を対象としている。このため、個別の行政機関等または民間事業者が、1人の障害者に対してそれぞれ向き合うことが想定されている。また、合理的配慮の実現に向けた建設的対話も、障害者と行政機関等または民間事業者の1対1の関係が基本であり、たとえば障害者差別解消支援地域協議会が日常的な調整役として位置づけられているわけではない。

ただし、文部科学省の対応指針が指摘するように、教員、学部、学科、学生相談担当部署、保健管理担当部署、学習支援担当部署など、障害学生との接点が大学等の内部でも多岐にわたることから、それぞれの合理的配慮の内容にバラツキが生じてしまう恐れがある。このため、障害学生担当部署などによる調整の必要性を説いている。また、大学等の内部では対応が手に余る場合について、学外の資源や組織との連携にも言及している。

（３）支援のモニタリング

計画相談支援では、モニタリングを通じて「解決すべき課題」の変化などを捉え、支給決定等の変更や更新などにおけるアセスメントに繋げていく。この点ではPDCAサイクルを意識した制度設計となっている。

一方、合理的配慮は、旅先の商店での買い物など1度きりで短時間の関係も多いため、基本的にモニタリングは想定されていない。

ただし、大学等への修学は長時間かつ長期間にわたる関係であり、第二次まとめも若干ではあるがモニタリングの必要性に言及している。

第Ⅱ章 事業実施の目的と方法について

この章では、厚生労働省の採択を受けて、公益社団法人全国脊髄損傷者連合会（以下「全脊連」）が2017年度に実施した「大学等に通学する重度障害者に対する支援体制構築の体系化」（以下「2017年度事業」）の目的と方法について説明する。

第1節では、同じく全脊連が2016年度に実施した「大学等に通学する障害者に対する支援モデル事業」（以下「2016年度事業」）の実施内容と、2016年度事業と2017年度事業のテーマについて、その概要を説明する。

第2節では、全身性障害のある学生に対する先行事例について、通学中と学校内の介助支援に関するもの、支援の連携と調整に関するもの、支援のモニタリングに関するものなどを中心に挙げる。

第3節では、2017年度事業において支援チームを組織し連携と調整を実施するうえで前提条件となる事項を挙げる。ただし、ご協力いただいた3名の障害学生の個別の事情は第Ⅲ章、第Ⅳ章、第Ⅴ章に譲り、ここでは、2017年度事業に特有の事情と、障害学生に対する介助支援で一般的に想定される事項に限定する。

第1節 事業実施の経緯

（1）2016年度事業の実施内容

2016年度事業における支援と調査研究の内容は以下のとおりである。

- ①国立大学、公立大学、私立大学に修学する全身性障害のある学生3名に対して、通学中と学校内の介助を、有資格の職業ヘルパーによって提供した。
- ②上記①の学生3名と、首都圏の大学に修学する学生11名の、合計14名を対象として、24時間の生活動作、介助の有無、場所などを、自記式により15分刻みで7日間にわたって記録していただき、統計的手法で分析した（「全身性障害のある学生の生活時間日記調査」）。
- ③上記①の学生3名を対象として、登校で自宅を出発してから、学校内を経て、下校で帰宅するまでの時間帯について、本人の行動、介助者、介助動作、場所などを、自記式により5分刻みで記録していただき、統計的手法で分析した（「モデル事業の対象学生の介助のタイムスタディ調査」）。
- ④上記①の学生3名を対象として、国際生活機能分類（ICF）の概念図を改変した分析枠組みに基づき、生活史を聴き取り調査した（「生活史調査」）。

このうち①については、厚生労働省が提示した指定課題個票では「大学に通う重度障害者等に対し、通学や学校内における支援をモデル事業により実施し、…当該支援内容と学

校側の合理的配慮との棲み分け…について評価・検証」することとされていた。

(2) 支援チームを通じた相互連携

一方、この点について、2017年度事業の指定課題個票では「ただ、大学側と、外部のヘルパーが役割分担して支援をすれば良いということではなく、…重度障害者等に対する大学等における具体的な支援を効果的に行うための関係者による支援体制の構築等について評価・検証する」こととされている。

このため、2017年度事業の実施にあたっては、2016年度事業と同じ3名の障害学生にご協力を依頼し、通学中と学校内の介助支援を提供するとともに、障害学生、大学、ヘルパー事業所、相談支援専門員などによる支援チームの組織と相互連携を目指した。

第2節 先行事例

(1) 全身性障害のある学生に対する支援の先行事例

全身性障害のある学生に対する支援の先行事例の集積としては、2016報告書のほか、以下のものを挙げるができる。

まず、全脊連と同じく2016年度事業の採択を受けた筑波大学の報告書では、肢体不自由のある障害学生153名から回答を得た質問紙調査（筑波大学2017：3-28）、重度の身体障害のある5名の障害学生を対象としたタイムスタディ調査（筑波大学2017：29-54）、7つの大学における支援体制を類型化した試案（筑波大学2017：55-58）が挙げられる。

また、第二次まとめの別紙3「障害のある学生支援に関する特色ある取組や支援・配慮事例」のうち、筑波大学①、筑波大学②、富山大学①、京都大学の4事例も、これに該当する。

さらに、日本学生支援機構がウェブサイトに掲載している事例集では188の支援事例が紹介されているが、このうち38が肢体不自由の障害学生に関するものである（日本学生支援機構2015：73-111）。

ここでは、通学中と学校内の介助支援に関するもの、支援の連携と調整に関するもの、支援のモニタリングに関するものなどを中心に、以下に紹介したい。

(2) 第二次まとめの筑波大学①

第二次まとめで取り上げられている筑波大学①は、電動車椅子を使用する、脳性麻痺による全身性障害の障害学生の事例である。

障害学生からの支援依頼の申し出は入学手続きの過程と入学後に行われ、その根拠書類として身体障害者手帳と入学試験の際の配慮依頼文書が提示された。これに対して大学側は、学科長、学科担任、共通科目の担当教員、事務職員などが協議し、支援内容を検討した。

この障害学生に対する支援のうち、通学に関する支援としては学内循環バスに関する改善が図られたことが挙げられている。また、授業間の移動介助と授業時の支援については学生ボランティアが実施した。しかし、学校内でのトイレ介助などを中心に障害学生が我慢を強いられることが多かったため、試験的な取り組みとして、大学の費用負担により、大学がヘルパー事業所と契約を締結して介助支援を導入した。この結果、障害学生は、週のうち2日について、バス停からの移動介助、排泄介助、食事介助、図書館利用支援などをヘルパーから受けられるようになった。

支援に関するモニタリングとしては、学内巡回バスの運行を受託している民間バス会社と障害学生担当部署との定期的な協議、ヘルパー支援の導入にあたっての担当教員と障害学生の随時面接、ヘルパー支援を導入したあとの障害学生、相談支援事業所、障害学生担当部署の三者によるモニタリング、の3つが挙げられている。特にヘルパー支援導入後のモニタリングは毎月実施され、それを踏まえて支援内容や時間数の調整などが行われている。

(3) 第二次まとめの筑波大学②

第二次まとめで取り上げられている筑波大学②は、手動車椅子を使用する、先天性両下肢欠損の障害学生の事例である。

障害学生からの支援依頼の申し出は入学手続きの過程で行われ、その根拠書類として身体障害者手帳と入学試験の際の配慮依頼文書が提示された。これに対して大学側は、障害学生担当部署、学科の相談窓口職員、担任、学科の事務職員、施設担当の事務職員などが協議し、支援内容を検討した。

この障害学生に対する支援のうち、トイレ介助については友人、学生ボランティア、障害学生担当部署の職員などが実施していた。このトイレ介助は、のちに大学が外部のヘルパー事業所と契約し、大学の費用負担により、ヘルパーが実施することになった。

支援に関するモニタリングとしては、上記のヘルパー支援の導入と、就職活動と並行したリハビリテーションの利用の2つが挙げられている。前者については、友人、学生ボランティア、障害学生担当部署の職員によるトイレ介助が、学年が進むうちに介助者の性別などの問題で介助者確保が困難になったこと、事故の危険性が拭えなかったことから、大学から障害学生にヘルパー支援の導入を打診し、障害学生が同意したことが端緒となっている。後者については、排泄に介助を要することが就職の大きな壁となったことから、教員が障害学生にリハビリテーションの利用を勧めた結果、障害学生が通院によるリハビリテーションを開始した。

(4) 第二次まとめの富山大学①

第二次まとめで取り上げられている富山大学①は、電動車椅子を使用する、慢性呼吸不

全を伴う先天性筋ジストロフィー（非福山型）の障害学生の事例である。

障害学生からの支援依頼の申し出は入学の際に行われた。これに対して大学側は、障害学生担当部署、所属学部、教養教育担当などが協議し、支援内容を検討した。

この障害学生に対する支援のうち、授業準備や移動介助については支援学生が実施した。トイレ介助については、大学が学外のヘルパー事業所と委託契約を締結し、大学の費用負担によって暫定的な措置として実施した。また、ヘルパー事業所との契約が済むまでの間は保健管理センターの看護師が実施している。

支援の連携と調整については、ヘルパー事業所への委託を決定する前に、障害学生と市町村、大学と市町村、大学と都道府県の間で、通学中や学校内の介助支援として移動支援事業などの福祉サービスを活用できないか協議を行っているが、いずれも不調に終わっている。また、ヘルパー支援の導入後は、各年度の前期授業と後期授業でそれぞれ介助シフトを、大学からヘルパー事業所に伝達している。

支援に関するモニタリングとしては、大学と障害学生が定期面談によってトイレ介助や修学状況に問題がないか確認したこと、年度ごとにトイレ介助におけるヘルパー支援の継続について大学が障害学生の希望を確認したこと、などが挙げられている。

（５）筑波大学報告書のBさん

筑波大学の報告書で取り上げられているBさんは、リクライニング式電動車椅子を使用する、障害支援区分6の脊髄性筋萎縮症Ⅱ型（SMA）の障害学生の事例である。

この障害学生に対する支援のうち、通学支援については家族が実施している。授業準備やノートテイクについては有償の支援学生が実施している。姿勢の修正、トイレ介助、学内移動介助、食事介助、図書館利用支援などについては、移動支援事業のヘルパーが実施している（筑波大学 2017：38-40、46-48）。

（６）筑波大学報告書のCさん

筑波大学の報告書で取り上げられているCさんは、電動車椅子を使用する、四肢麻痺で障害支援区分5の障害学生の事例である。

この障害学生に対する支援のうち、通学支援（徒歩圏内）、学内移動介助、トイレ介助についてはヘルパーが実施し、授業中は別室待機であった。授業準備やノートテイクについては有償の支援学生が実施している。このほか、食事の配膳や下膳などは友人に手伝ってもらっている（筑波大学 2017：40-41、46-48）。

（７）筑波大学報告書のDさん

筑波大学の報告書で取り上げられているDさんは、電動車椅子を使用する、脳性麻痺による体幹機能障害のある障害学生の事例である。

この障害学生はヘルパーから介助支援を受けていない。授業準備やノートテイクについては有償の支援学生が実施している。このほか、雨天時の通学などでは介護タクシーを利用している。また、食事の配膳や下膳などは友人や店員に手伝ってもらっている（筑波大学 2017 : 42-43、46-48）。

（8）筑波大学報告書のEさん

筑波大学の報告書で取り上げられているEさんは、電動車椅子を使用する、脊髄性筋萎縮症Ⅱ型（SMA）の障害学生の事例である。

この障害学生に対する支援のうち、通学支援については家族が実施している。トイレ介助は、家族もしくは私費契約のヘルパー（事業所2カ所）が実施している。授業準備は友人に手伝ってもらっている（筑波大学 2017 : 43-45、46-48）。

（9）筑波大学報告書における費用負担の事例紹介

筑波大学の報告書では、各大学における介助支援の費用負担の在り方についても言及があり、移動支援事業の支給決定を受けている例、大学がヘルパー事業所に委託している例、移動支援事業と大学委託を併用している例、障害学生がヘルパー事業所と私費利用の契約を締結している例、などが紹介されている。

そのなかでも特筆すべき事例としては、大学がヘルパーを雇い入れたf大学が挙げられる。これは、大学の近隣に所在するヘルパー事業所が少ないという地域特性を踏まえた対応策である。ただし、直接雇用という方法については、長期休業中にヘルパーの業務がなくなってしまうこと、障害学生とヘルパーの相性が悪くても簡単には交代できないこと、などがデメリットとして指摘されている（筑波大学 2017 : 56）。

（10）日本学生支援機構の事例集の肢体不自由の事例 No. 15

日本学生支援機構の事例集で取り上げられている肢体不自由の事例 No. 15 は、二分脊椎と脳性麻痺による下肢機能障害と神経因性膀胱の障害学生の事例である。

入学当初の障害学生からの意思の表明では、移動介助については特に希望がなかった。このため、大学は、教室に専用デスクを設置する、トイレに呼び出しベルを設置する、教室移動には必ず学生ボランティアが付き添う、エレベーターの利用では障害学生を優先することを徹底する、通路の凹凸を修繕する、食堂で配膳サポートを実施する、などにより対応していた。

しかし、学内にバリアフリーでない箇所がある、この障害学生が突風で横転しそうになることがあった、などで、他の学生から心配の声が挙がったことから、移動介助などを提供する支援員を大学が配置している。

なお、このことの副次的な効果として、支援員から支援を受けるようになってから、こ

の障害学生が周囲の学生に支援を依頼できるようになったことも挙げられている（日本学生支援機構 2015：87）。

(11) 日本学生支援機構の事例集の肢体不自由の事例 No. 26

日本学生支援機構の事例集で取り上げられている肢体不自由の事例 No. 26 は、上下肢機能障害の障害学生の事例である。

障害学生と保護者からの意思の表明では、日常生活の大部分で介助支援が必要であり、特に排泄介助について専任の教職員の設置が要請された。これに対して大学は、専任教職員の配置が費用面で困難であることから、用務員に依頼することも検討したが、外部委託であったため委託条件の変更がネックとなった。また、障害学生が居住する市町村にも大学が確認しているが、通学中や学校内では福祉サービスを利用できない、との返答を受けた。支援学生による対応も検討したが、安全面への配慮から採用しなかった。このため、大学の費用負担によりヘルパー事業所と委託契約し、授業の間の休み時間についてヘルパーが対応することになった。

これに伴い、学期ごとの履修科目に合わせた介助シフトは大学が組んだ。委託費については毎月ヘルパー事業所に請求書を発行してもらった。ヘルパーのオートバイの乗り入れについてヘルパー事業所から照会があったため、大学がこれを許可している。

大学は、外部のヘルパー事業所への委託を、障害学生が卒業したあとのヘルパー利用の予行演習と位置づけて考えている。この点において、ヘルパーに依頼しながら介助支援を受けることに障害学生も慣れ、社会性が身についてきている、とのことであった（日本学生支援機構 2015：98-99）。

(12) 日本学生支援機構の事例集の肢体不自由の事例 No. 28

日本学生支援機構の事例集で取り上げられている肢体不自由の事例 No. 28 は、上下肢機能障害の障害学生の事例である。

障害学生からの意思の表明に基づき、大学がヘルパー事業所と委託契約を締結した。大学が障害学生の時間割に合わせて介助シフトを組み、ヘルパーが休み時間中の移動介助、食事介助、身体介護を提供した。ただし、障害学生も大学もヘルパーから介助支援の提供を受けるのが初めてであったことから、大学も、ヘルパーとの関係づくりや距離感について、十分に障害学生にフォローできなかった、とのことであった。この点については、周囲の学生との関係構築も考慮した支援の全体像を関係者で共有しながら支援を進めることの必要性についても言及があった（日本学生支援機構 2015：101）。

(13) 日本学生支援機構の事例集の肢体不自由の事例 No. 33

日本学生支援機構の事例集で取り上げられている肢体不自由の事例 No. 33 は、部活動中

のケガで頸髄を損傷した障害学生の事例である。

復学に際し障害学生から意思の表明がなかったことから、障害の状況や学校生活で気をつけることなどについて主治医から情報を収集し、支援委員会を中心に具体的な支援内容を検討しながら、学校（高等専門学校）が障害学生に提案して実施する、という流れとなった。

具体的な支援内容としては、介助員の配置、支援学生の選出、エレベーターやスロープの設置、体温調節機能障害に対応するための研究室の空調整備、休養室として保健室を活用、障害者用トイレに暖房設置、残存機能を活かしてタイピングできるソフトウェアの開発とメンテナンス、などが挙げられている。

ただし、障害学生が修了後に学校に漏らしたところによれば、学生の間で芽生えていた支援体制が、学校による介助員の配置によって上手く機能しなくなってしまった、とのことであった。また、障害学生自身は学生間の交流を求めているが、そのことを学校側に上手く伝えることもできなかった。この点について、学校は、中途障害の障害者にとって障害の受容は容易ではなく、まだ障害を受容できていない学生に対して学校がどのように働きかけるべきなのか考えさせられた、としている。そのうえで、障害学生のニーズを十分に把握し、本人が望む支援を実現するために、まずは障害学生との間でしっかりと信頼関係を築くことが重要である、としている。

なお、エレベーターやスロープの整備についても使いづらい箇所が多々あったが、これも障害学生は学校側に伝えることができなかった、とのことである。このことから、施設整備に関してもモニタリングの必要性について言及があった（日本学生支援機構 2015：106）。

第3節 2017年度事業における連携と調整の前提条件

（1）2016年度事業と2017年度事業における介助支援の位置づけ

3名の障害学生に対する介助支援は図Ⅱ－1のとおりである。

全脊連は、2016年度と2017年度のほぼ通期で介助支援を実施した。ヘルパーは、いずれも有資格の職業ヘルパーで、3つのヘルパー事業所からの在籍出向により全脊連が雇用し、それぞれの事業の国庫補助金から賃金を支給した。

ただし、cさんの2017年度事業への参加の決定が5月であったため、2017年の4月と5月については、全脊連に在籍出向したのと同じヘルパーが、C大学からヘルパー事業所Kへの委託により、学校内の介助支援を実施している。

また、国庫補助金の制約から、2017年度事業による介助支援は11月15日を以って中断し、11月16日から年度末までは他の財源により介助支援を継続していただく予定であった。しかし、2017年度事業の国庫補助金の追加交付により、結果として通期での支援が実現した。

図Ⅱ－１ 通学中と学校内の介助支援の実施時期

	2016 年度事業										2017 年度事業									
年	2015			2016							2017								2018	
月	4	…	12	1	2	3	4	…	12	1	2	3	4	5	6	…	12	1	2	
a さん	入学 ←————→ ←————→ 人員：ヘルパー事業所 E 財源：全脊連																			
b さん	入学 ←————→ ←————→ 人員：ヘルパー事業所 I 財源：全脊連																			
c さん	←————→			←————→							←———→		←————→							
	人員：ヘルパー事業所 K 財源：大学委託			ヘルパー事業所 K 全脊連							事業所 J		ヘルパー事業所 K 大学委託 全脊連							
	←————→			←————→							←————→									
				人員：ヘルパー事業所 L 財源：大学委託																
	←————→			←————→							←———→		←————→							
				人員：学生の有償ボランティア 財源：大学																

(2) 2016 年度までの支援を通じた調整の可能性

前項のとおり、2017 年度事業にご協力いただいた障害学生は、いずれも 2016 年度以前から各大学に通っている。

a さんは 2016 年度に A 大学に入学し、1 年間、2016 年度事業を通じて通学中と学校内の介助支援を受けてきた。b さんも 2016 年度に B 大学に入学しているが、E 大学での学部生時代の通学中と学校内の介助支援も、それ以前から現在に至る居宅内と外出中の重度訪問介護も、ヘルパー事業所 I のヘルパーが実施している。c さんは 2015 年度に C 大学に入学し、それ以来、ヘルパー事業所 K、ヘルパー事業所 L、学生の有償ボランティアの三者から学校内の介助支援を受けている。

したがって、2016 年度までの支援を通じて、通学中と学校内における介助支援における課題の多くがすでに調整されている可能性があることについて、留意する必要がある。

(3) 介助支援の担い手を選択するうえでの制約

第 I 章第 1 節 (2) で確認したとおり、計画相談支援は、多様な種類の、多様な担い手

によるサービスを組み合わせ、障害者の生活上のニーズ充足や課題解決を図るものである。また、第I章第2節(4)で確認したように、高等教育段階における合理的配慮に関しては、関係機関との連携について文部科学省の対応指針も言及している。

これに対して2017年度事業では、通学中と学校内の介助支援をどの担い手に依頼するか障害学生の選択に一定の制約があることについても留意が必要である。

厚生労働省による障害者総合福祉推進事業の公募要項では、国庫補助金の対象経費としての委託費について「アンケートの集計作業等の単純作業を第三者に行わせる場合」などに限定する旨が規定されている。このため、2016年度事業と2017年度事業では、各ヘルパー事業所への委託ではなく、在籍出向により全脊連がヘルパーを雇用することによって介助支援を実施してきた。この点では、たとえば2016年度事業への協力には非常に前向きであったものの、ヘルパーを在籍出向させることが労務上のネックとなり、最終的には見合わせとなったヘルパー事業所もあった。したがって、障害者総合支援法に基づいて指定障害福祉サービス事業者等を選択する場合よりもハードル高くなる可能性を孕んでいる¹⁾。

(4) 連携と調整の対象場面

計画相談支援と(学校教育分野を除く一般的な)合理的配慮において、支援の対象とする生活場面が異なることについては、第I章第3節(2)で指摘したとおりである。これに対して、2017年度事業では、居宅内および外出中の介助支援(重度訪問介護、居宅介護、移動支援事業)と、通学中および学校内の介助支援(2017年度事業によるヘルパー支援)が、同一のヘルパーによって担われるケース(bさん)もあったが、前者と後者が異なるヘルパーによって担われるケース(aさん)や、前者の介助支援をヘルパーから受けていないケース(cさん)もあった。

このため、支援の連携と調整の対象場面について2つの方法が考えられる。1つは、居宅内、外出中、通学中、学校内の支援を全体として総合的に捉える広範囲の連携と調整である。もう1つは、居宅内および外出中と通学中および学校内を、その相互関係には留意するものの、ひとまず別々のものと措定する中範囲の連携と調整である。

(5) 連携と調整の内容

通学中と学校内の介助支援には、当然のことながら、人員体制の整備や費用の負担も大きな課題となる。たとえば後者について、合理的配慮の提供ではその実施に伴う負担が過

¹⁾ これと似た問題は、大学等が外部のヘルパー事業所に介助支援を委託する場合にも生じうる。たとえば第二次まとめにおける筑波大学①の事例や、筑波大学の報告書で紹介されている「大学負担型」によって支援体制を構築した事例では、障害者個人との契約を基本としていることを理由に、ヘルパー事業所が大学等との契約を断ったことも報告されている(筑波大学2017:56)。

重であるか否かが重要な検討事項であり、計画相談支援でも効率的な支援を実現することが基本方針に謳われている。

その一方で、通学中と学校内における具体的な介助支援の方法や、複数の支援主体を想定しうる場合の役割分担などについても、連携と調整が必要である。

(6) 2017 年度事業の検討の範囲

以上の条件を踏まえ、2017 年度事業では、検討の対象とする連携と調整の範囲を表 II - 1 のように設定した。

表 II - 1 2017 年度事業における連携と調整の検討の範囲

検討の対象とするか否か		主な理由
×	誰が介助支援に要する人件費などの費用を負担するか	国庫補助金によって費用負担の問題を迂回し、重度な全身性障害のある障害学生の修学を実現することにより、そこで必要とされる「具体的な介助支援の方法」や「支援主体の間での役割分担」などを検討するため。
△	どの担い手に介助支援を依頼するか (例) ヘルパー事業所の選択	厚生労働省の公募要綱の制約などにより、ヘルパー事業所からの在籍出向によって全脊連がヘルパーを雇用することとしたため。
△	居宅内、外出中、通学中、学校内の支援を全体として総合的に捉える広範囲の連携と調整	広範囲の連携と調整では議論が拡散してしまうおそれがあるため。
○	居宅内および外出中と通学中および学校内を、ひとまず別々のものと措定する中範囲の連携と調整	
○	通学中と学校内における具体的な介助支援の方法	2016 年度事業の主たる目的であったため。
○	複数の支援主体を想定しうる場合の役割分担	

第Ⅲ章 公立A大学（aさん、学部2年次生）のケース

この章では、2017年度事業の対象となった全身性障害のある3名の学生のうち、aさんに対する支援の実施状況などを示す。なお、2016年度事業で実施した生活史ヒアリング、生活時間日記調査、タイムスタディ調査の結果の概要を第1節で再掲するが、詳細については2016報告書の第Ⅳ章第1節をご参照いただきたい。

第1節 2016年度事業の実施状況

（1）生活史のヒアリング

aさん（女性、高位頸髄損傷）は、16歳のときに頸髄4番（C4）を受傷し、2017年度の時点で13年目、29歳である。残存レベルは頸髄2番（C2）で、首から下は全廃である。受傷後の手術でIPPV（侵襲的陽圧換気）となったが、4年前にNPPV（非侵襲的陽圧換気）へ移行、現在はマウスピース型の人工呼吸器（睡眠時は鼻マスクに交換）を使用している。NPPVへの移行によって発声を取り戻し、2016年度から地元の大学に進学を果たし、自宅から通学している。

食事は全介助で、普通食を経口摂取している。排便はベッド上での摘便、排尿は膀胱瘻により集尿バッグを使用している。移動は大型のリクライニング式手動車椅子を介助者が全介助で操作している（図Ⅲ-1）。入浴、更衣、歯磨き、洗顔、整容など、日常生活動作のほとんどが全介助である。

パソコン入力は、顎に貼り付けたシールでマウスポインタを操作する¹⁾。文字入力はスクリーンキーボード（図Ⅲ-2）を使用する（2016報告書：42-44）。

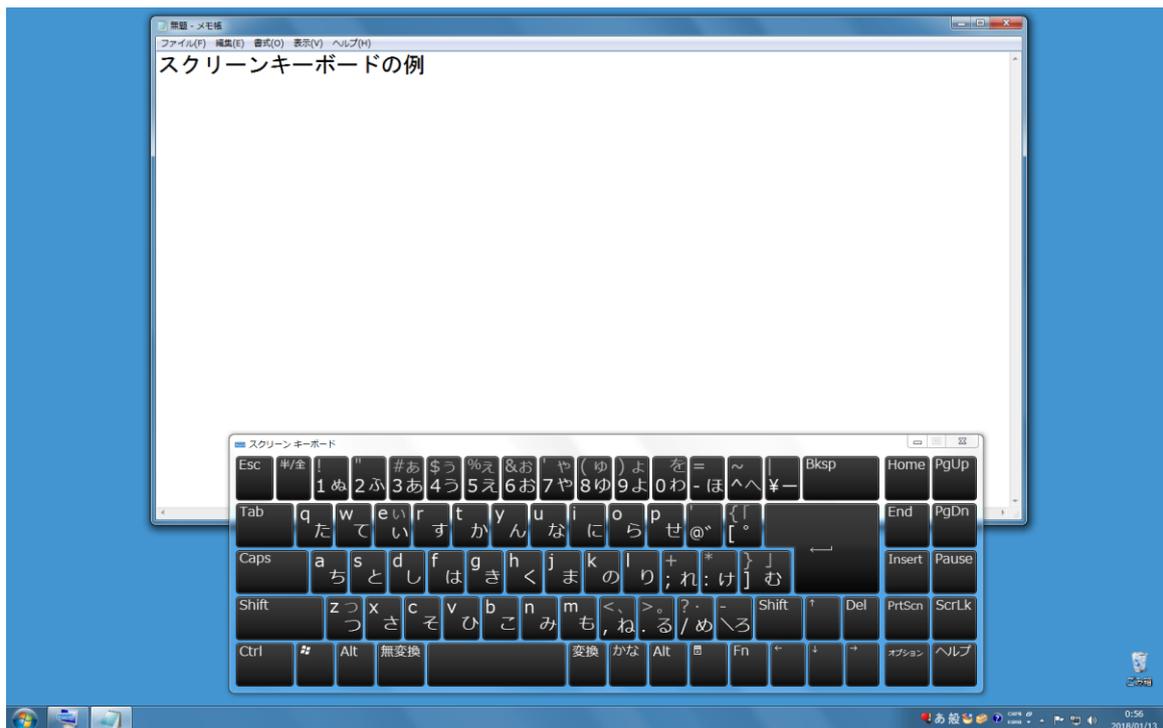
（2）生活時間日記調査の結果の概要

生活時間日記調査では、「生命維持」や「基本的生活」に充てられている生活時間は平均的であったが、「生活の質」に分類される生活時間では、家庭内で過ごす時間が長く、学校以外の外出先で過ごす時間が短かった（2016報告書：45-46）。



図Ⅲ-1 aさんとbさんが使用しているものと似た形状の車椅子

¹⁾ NaturalPoint社「SmartNav 4」（<https://www.naturalpoint.com/smartnav/>）



図Ⅲ－２ Microsoft Windows 7 のスクリーンキーボード機能

(3) タイムスタディ調査の結果の概要

タイムスタディ調査では、「生命維持」「基本的生活」「生活の質」の分類を問わず、学生生活の多くの場面で介助が必要であった。特に「車椅子固定」と「車椅子の方向調整」が多い。また、「介助なし」の時間の割合は、休憩時間の長短よりも講義時間の介助ニーズの有無によって分岐した（2016 報告書：46-51）。

第 2 節 大学等以外の主な支援

(1) 介助支援

a さんの通学中と学校内の介助支援については、特定非営利活動法人が運営するヘルパー事業所 F から全脊連に在籍出向したヘルパー 2 人が実施した。賃金は、2017 年度事業の補助金から全脊連がヘルパーに支給した。

また、障害者総合支援法に基づく居宅介護と移動支援事業を、ヘルパー事業所 G など、いくつかのヘルパー事業所が分担して提供している。

(2) 相談支援

a さんは、個別給付の障害福祉サービスを利用していたものの、2017 年度当初の時点では計画相談支援を利用せず、いわゆるセルフプランであった。年度途中から相談支援事業所 H に計画相談支援を依頼し、障害福祉サービスだけではなく、通学中と学校内での介助

支援なども含め、連絡調整などの支援を受けている。

(3) 市町村による支援

aさんが居住する市町村は、人工呼吸器などの生命維持装置を使用している重度の全身性障害者が大学（短期大学を含む）や専修学校（専門学校など）に通学する場合を対象とした市町村単独事業を、2017年度に創設した。

第3節 年度当初の支援内容

(1) 大学による事前的改善措置（基礎的環境整備）

A大学のキャンパス内のバリアフリー化などはすでに行われており、その点において改めて事前的改善措置を講じるべき箇所は特になかった（2016 報告書：44）。ただし、aさんが実際に使用するなかで使いにくい部分については、障害学生担当部署が調整などを行った。

また、aさんの入学に際して、車椅子対応デスクをA大学が2016年度に購入し教室に設置している。このデスクはキャスター可動式で、ハンドルを回して高さを調節するタイプである。

なお、aさんとは別に車椅子を使用する学生が2017年度に入学したため、エレベーターの天井に広角ミラーを新たに設置している。また、車椅子対応デスクも2017年度に設置台数を増やしている。

(2) 大学による合理的配慮

A大学による合理的配慮としては、2016 報告書では、教材のテキストデータ化（一部の授業）、パソコンの持ち込み許可、パソコン持ち込みに伴う受講環境の調整、試験の際のパソコン入力による解答、実技や実習における配慮、緊急時に備えた医療機関と大学の情報共有、ヘルパーの入室許可、障害学生が受講する授業を極力1つの校舎で完結させて移動などの負担が少なくなるように調整（2016 報告書：44）などを挙げた。このほかに以下のものが挙げられる。

まず、定期試験の時間延長と別室受験を認めている。aさんとしては、できればレポートで済ませるのではなく他の学生と一緒に試験を受けたいという希望はあるが、他の学生との兼ね合いもある。また、多くの教員が、aさんの負担を考慮した合理的配慮として、試験ではなくレポート提出を提案してくれるが、aさんの場合は、顎のシールでマウスポインタを操作し、スクリーンキーボードで文字入力を行う必要があるため、レポート作成も時間と労力を要する。一方、試験が選択式などの場合はむしろ試験を受験した方が時間と労力がかからずに済む。このような事情から、その都度aさんが教員に相談して対応を決めている。

関係する全教員（非常勤教員を含む）への配慮事項の周知徹底では、主だった配慮事項を障害学生担当部署がリストアップしてすべての教員に配布したほか、実際に a さんが受講する授業が確定して個別的な要望を伝達する段階でも、障害学生担当部署が a さんと教員を仲介して摺り合わせを行った。

教室内でのスペース確保については、たとえば大きな階段教室であれば、a さんは中方の廊下側など出入りしやすい位置で受講することが多い。しかし、受講者が多いとその頭に隠れて黒板が見えない。一方、首が自力で動かさない a さんの場合は、最前列では近すぎて黒板の全景が見えなくなってしまう。そこで、a さんから教員に相談し、階段教室の最後方の真ん中で通路を塞ぐようにデスク設置して受講している。これにより、他の学生の頭部で隠れてしまう問題を完全に解決できているわけではないものの、a さんの受講環境は改善している。

そのほか、a さんは頸髄損傷により体温調節機能に障害があり、教室内でも冷暖房の効き具合にムラがあることから、スペースの確保にあたってはこのような事情も考慮する必要がある。

（3）一般的な設備や制度のうち社会的障壁の除去に寄与しているもの

障害学生を念頭に置いた事前的改善措置や、a さんのための合理的配慮ではなく、他の学生にも提供されている一般的な設備や制度であって、a さんにとっての社会的障壁を除去することに寄与しているものとしては、パソコンルームの利用が挙げられる。

他の学生は学内のパソコンルームでプリントアウトなどを行うことができる。ただ、a さんの場合は、マウス操作のためのシールを使用するために、パソコンルームのパソコンにもドライバをインストールしておく必要がある。さらに、デスクトップパソコンのディスプレイを見るために首の角度を調整することも a さんにとっては大変である。しかし、A 大学ではパソコンルームのパソコンにリモートデスクトップ接続でログインできることから、a さんが持ち込んだノートパソコンを大学の無線 LAN に接続することで、パソコンルームのプリンタから印刷することも可能である。また、この場合は顎のシールでマウス操作を行うことができる。さらに、これらの作業で必要であれば、パソコンルームのサポートセンターの職員から支援を受けることもできる。

このほか、学内の教員が執筆した書籍が電子化されており、大学に登録することで利用できる。専門書が多いため、これまで a さんが利用する機会はなかったものの、自力でページをめくることができない a さんにとっては、読書環境を少し改善する取り組みだと言える。

(4) ヘルパーによる介助支援

2016年度事業による介助支援として、2016報告書では、夕食介助、夕食準備・片付け、水分補給、買物、車椅子固定、姿勢の修正、外出準備・片付け、PC利用補助、筆記、受講準備・片付け、教室移動、車椅子の方向調整、学内移動介助、登校介助、下校介助（2016報告書：48）などを挙げた。このほか、昼食介助、昼食準備・片付けなども実施されている。

(5) 家族による支援

家族による支援として、2016報告書では、雨天時に母親が運転する車にヘルパーと乗って登下校すること（2016報告書：44）などを挙げた。このほか、aさんが購入した教科書などに関しては、学期の始めに父親がスキャンデータ化している。

(6) 同級生による支援

同級生による支援として、2016報告書では、介助依頼は常態としてあるわけではないが気がついた学生がよく手伝ってくれること（2016報告書：43）などを挙げた。たとえば、前述の車椅子対応デスクは2016年度の段階では各階の廊下から教室にヘルパーが運び入れる必要があったが、それを同級生が手伝ってくれていたことが挙げられる²⁾。

(7) 公共交通機関による合理的配慮

公共交通機関による合理的配慮としては、登下校で利用する路線バスのスロープ介助が挙げられる³⁾。なお、aさんが利用する路線はもともとすべてスロープ対応の車両であり、aさんの進学に対応してバス会社が車両を整備したわけではない。

第4節 従来の支援の連携と調整

(1) 調整の枠組み

これまでの支援の調整の枠組みとしては、aさんとA大学障害学生担当部署との協議が主であった。

たとえば、A大学による合理的配慮の1つとして、2016報告書では、aさんが受講する授業を極力1つの校舎で完結させるように調整していることを挙げた。これは、雨天時にヘルパーが傘を差しながら大型のリクライニング式手動車椅子を押すことが非常に困難で

²⁾ 2017年度に車椅子対応デスクが追加され、aさんが受講する教室のほぼすべてに常設されていることから、2017年度はデスクの運び入れる機会そのものが減っている。

³⁾ スロープ介助で乗降に時間を要するが、aさんの自宅の最寄りのバス停は1車線の道路に設けられているため、2車線の道路に設けられている1つ遠いバス停から乗降している。

あるためである⁴⁾。この教室調整も a さんから障害学生担当部署への相談を契機としている。

このような調整の枠組みの背景として、大学とヘルパーの関わりがないので、役割分担が問題になる機会がなかったことが挙げられる。このことは、a さんの通学中と学校内の介助支援を提供しているヘルパーについて、自立生活センターが運営するヘルパー事業所からの出向者であることから、自立生活運動における介助の理念を遵守して「a さんが指示したことしかやらない」という方針を徹底し、たとえば教員に直接声をかけられても応じないなど上手く立ち回ってくれている、といった a さんの指摘からも垣間見ることができる。

(2) 役割分担の不具合

役割分担の不具合としては以下のものが挙げられる。

まず、前述の教室調整において、2016 年度の後期授業に引き続き、2017 年度の前期授業でもいくつかの科目について校舎を一本化することができなかった。このため、雨天の場合はレインコートを着て対応している。ただし、車椅子使用者の全身を覆うレインコートを着脱することは、一般的に非常に時間と手間を要する。特に a さんの場合は、10 分間の休憩時間の間に、パソコンや教材を片付けて、レインコートを着て、校舎を移動し、レインコートを脱いで、パソコンや教材を準備しなければならない。この点に関しては、2016 報告書で指摘された「受講人数および授業内容と教室構造のマッチング」という課題の解決がなかなか難しいことを物語っている（2016 報告書：44）。

また、前述の車椅子対応デスクについても、「車椅子使用者専用」の注意書きが書いてあるのに、たまに誰かが使ってしまった、移動したままになっていることがあった。

このほか、合理的配慮の提供の具体的方法について a さんと教員との間で合意に至らず、履修を断念した科目があった。

(3) 充足されていないニーズ

2017 年度の時点で充足されていないニーズとしては以下のものを挙げられる。

⁴⁾ 2016 年度事業での B 大学の学内見学について 2016 報告書では以下のように記載しているが（2016 報告書：53）、傘をさしながら大型の手動車椅子を操作することはかなりの技術が必要で、熟練したヘルパーでもなかなかできることではない。また、b さん（男性）のヘルパーが男性であることに対して、a さん（女性）のヘルパーが女性であり、筋力の面でもハードルが高い。

この日のヘルパーは、b さんの介護を始めてまだ半年とのことであったが、介護技術の高さが印象的であった。下校時に、右手に傘（b さんとヘルパーの 2 人が入れる大きなサイズ）をさしながら、b さんの手動車椅子（リクライニング式のため、これもかなり大きい）を左手一本で操作し、いともたやすく交差点を右折したときは、同行していた見学者が揃って驚いてしまった。

1 つ目はノートテイクである。a さんもパソコンのボイスレコーダー機能を試したものの環境が良くないので上手く録音できないという問題があり、また、授業と同じ時間をかけて録音データを聞き直す必要が生じてしまう。一方で、ヘルパーの代筆についても a さんとしては違和感と気後れがある。たとえば、スライド映写の内容をプリントに穴埋めしていく授業で、当初は a さん自身がメモを取っていたが、試験準備の段階で穴埋めが済んでいないプリントと用語のメモだけでは困るので、けっきょくは授業中にヘルパーに穴埋めしてもらった。たしかにヘルパーも「書いている方が授業中に眠くならなくて良い」とは言ってくれるものの、教員が喋る内容と a さんが喋る内容をずっとヘルパーに聞いてもらわなければならない。

2 つ目は、図書館が校舎とは別の建物であるため、前述の事情から雨天時には利用できないことである。

3 つ目は、学期の始めに教科書などをスキャンデータ化することである。これまでは父親がこの作業を担ってきた。

(4) 同級生やボランティアなどによる支援の可能性

今後、同級生やボランティアにお願いできそうなこととしては、ヒアリングのなかで以下のものが挙げられた。

a さんからは、同級生や学生ボランティアにお願いできそうなこととして、身体介護に該当しない受講の準備や配布資料の提示が挙げられた。また、前述のノートテイクについては、同じ学部の学生への呼びかけや教員への協力要請によりボランティアを募集し、すでに1つの授業でノートテイクを見つけることができた。地域のボランティアにお願いできそうなことは特に挙げられなかった。

2017 年度事業で通学中と学校内の介助支援を実施しているヘルパー事業所 F のサービス提供責任者 f からは、同級生にお願いできそうなこととして、ドアを開ける、車椅子対応デスクをヘルパーと一緒に搬入する、といったことが挙げられた。また、他の学生にボランティアとして関わってもらいよりも、今までどおり同級生として接してもらった方が良いのではないか、という指摘もあった。その意味で、上記のドアやデスクは現状維持のアドホックな支援（というよりも「手助け」）だと言える。地域のボランティアにお願いできそうなことは、こちらも挙げられなかった。

A 大学の障害学生担当部署からは、同級生や学生ボランティアにお願いできそうなこととして、移動介助、パソコンの取り出し、セットアップ、片付けが考えられるものの、a さんが人工呼吸器使用者であることから限定的であろう、とのことであった。地域のボランティアにお願いできそうなことについては、やはり挙げられなかった。

第5節 支援の連携と調整に対する考え方

(1) 支援チームに対する考え方

支援チームを通じた支援の連携と調整については、ヒアリングでは以下のことが指摘された。

aさんからは、支援者の間でもヘルパー事業所と大学、大学内でも障害学生担当部署と教員など、それぞれの立場で考え方が異なることから、考え方や方向性の共有の機会として支援チームを位置づけるべきではないか、という意見があった。

相談支援事業所Hの相談支援専門員hからは、問題を解決する場というよりは課題を整理する場、支援者間でお互いに顔を知っておく機会として位置づけるイメージではないか、との指摘があった。

ヘルパー事業所Fのサービス提供責任者fからは、今後、他のヘルパー事業所が支援に参加するなどの状況の変化があればメリットもあるのだろうが、これまでもaさんがきちんと中心に立って支援が進んでいるため、現時点では支援チームにあまりメリットを感じない、との意見があった。また、ヘルパー事業所Fのヘルパーからは、他の支援者がどのような支援を行っているのか聞いてみたい、との感想があった。

A大学の障害学生担当部署からは、支援チームとしてテーブルを設けることよりも、個別の具体的課題の解決が必要な場合に、必要に応じて関係者が情報交換を行うことが望ましいのではないかと、との指摘があった。その背景としては、特に大学における修学支援では、多岐にわたる関係先に対して、多種多様な調整が必要になることが挙げられた。このため、どのような課題があり、どのような調整が必要になるか、aさんを受け入れて2年目のA大学でもまだ試行錯誤の段階であることが指摘された。このことから、大学における修学支援のハンドリングも当面は1箇所で総括的に行い、ノウハウが蓄積され課題や解決手法などが整理された段階で、個々の課題について連携や調整を行うことが望ましいのではないかと、との結論に至っている。

(2) 相談支援専門員による連携と調整に対する考え方

相談支援専門員による支援の連携と調整については、ヒアリングでは以下のことが指摘された。

相談支援専門員hからは、利用者の生活全般にわたる支援の調整者としての位置づけを踏まえると、一般論として相談支援専門員が支援チームの音頭を取るという選択は妥当だと考える、とのことであった。ただし、すべての相談支援専門員がこの役割を担いうるかについて太鼓判を押すことは難しく、その力量が問われることになるだろう、との意見であった。そのうえで、aさんの支援チームについても非常に前向きに考えていただいた。

これに対してaさんからは、日程調整などを含めて相談支援専門員の負担が増加することに気後れはあるものの、居宅内、外出中、通学中、学校内におけるaさんの生活全体を

相談支援専門員が支援チームを通じて理解してくれることについては非常に助かる、とのことであった。

(3) 支援チームのメンバーに対する考え方

支援チームのメンバーについては、ヒアリングでは以下のことが指摘された。

a さんからは、少なくとも a さん本人、通学中と学校内の介助支援を実施しているヘルパー事業所 F、A 大学障害学生担当部署の三者は必須だろう、とのことであった。また、普段から a さんの相談に乗ってくれている教員 d の名前も挙がった。その一方で、家族が参加することについては若干の抵抗感があるほか、主治医の出席については必要性の実感がない、とのことであった。

相談支援専門員 h からは、上記に加えて、相談支援専門員 h 自身や、前述の市町村単独事業を担当する障害福祉担当課の職員が挙がったほか、a さんのノートテイクのボランティアに興味がある学生がいれば関心を深めてもらうためにオブザーバーで参加してもらってはどうか、という提案があった。また、a さんに居宅介護と移動支援事業を提供しているヘルパー事業所 G については出席を依頼する必要はないのではないか、との意見であった。

A 大学の障害学生担当部署からは、もし支援チームを開催するのであれば、A 大学障害学生担当部署と a さんに加えて、a さんが居住する市町村の障害福祉担当課、ヘルパー事業所 F、相談支援専門員 h、社会福祉協議会などが挙げられた。

第 6 節 支援チームの開催

(1) 支援チームの参加者

以上を踏まえ、a さんの支援チームを開催した。参加者は以下のとおりであった。

- ・ a さん
- ・ A 大学の障害学生担当部署
- ・ a さんがよく相談している A 大学の教員 d
- ・ 通学中と学校内の介助支援を提供するヘルパー事業所 F のサービス提供責任者 f
- ・ 居宅内と外出中の介助支援を提供するヘルパー事業所 G のサービス提供責任者 g
- ・ 相談支援事業所 H の相談支援専門員 h
- ・ 全脊連の代表理事
- ・ 全脊連の事務局

(2) 周囲に支援を依頼することに対する苦慮

a さんは、介助支援を学生ボランティアに依頼することについて、a さんが人工呼吸器を使用していることなどを理由に難しいとの返答を入学時に A 大学から受けている。この

点で、身体介護に類する支援をヘルパーに依頼することについては、aさんとしても整理ができています。一方、それ以外の支援では、どこまでをヘルパーに依頼し、どこまでを友人に依頼し、どこまでを大学に依頼するのかについて、明確に区分されているわけではない。このため、日常的な学生生活のなかでaさん自身がこれらを区分し、割り振らなければならない状況が生じる。

第4節(2)で紹介したように、雨天時の校舎間の移動と受講準備を10分の休憩時間で済ませるのは大変であるが、介助支援を提供するヘルパー1人に加えて、たとえば友人に手助けを依頼することも考えられる。しかし、aさんによれば、友人に積極的に声をかけることは、入学から1年以上が経過した現在でもなかなか難しい、とのことであった。

こうした苦慮は、特に授業関連の支援で顕著になる。ノートテイカーの募集では、ひとまず1つの授業で応募があったものの、まだまだその数が足りていない。このため、aさんとしては同じ授業を受講する学生に依頼したい気持ちがあり、教員dともその方向で検討している。ただ、他の受講生から「ヘルパーが同行しているのにノートテイカーまで必要なのか」として理解されないのではないかという懸念もaさんにはある。もちろん日常的な手助けについては、aさんが頼めばどの学生も手を貸してくれるのだが、この件ではなかなか割り切ることができずにいる、とのことであった。

なお、教員dからは、不特定多数の学生ではなくaさんとの関係を調整できる範囲でノートテイカーを確保したいが、aさんが所属する学部は学外に出かけて活動する機会が多いため、ノートテイカーをどこまで確保できるかスタートしてみなければわからない、との指摘もあった。

(3) 周囲の学生の意識

周囲の学生の意識という点では、以下の指摘もあった。

障害学生担当部署からは、aさんに対する配慮の意義を他の学生がきちんと理解しているか懸念する声が挙がった。

たとえば、aさんは階段教室の真ん中の通路を塞いで専用デスクを設置して受講しているが、それでもデスクの前方に他の学生が着席すると頭部で黒板が見えなくなる。このため、受講者が多い授業では教員が着席禁止の注意書きを用意して配置してくれている。それでも現在は教室内に受講者が収まっているが、aさんによれば「この注意書きは何なのか」と疑問に思っている受講者がいる可能性も否定できない。このため、他の授業でaさんの前方にスペースを確保すると教室内に受講者が収まらないケースが生じないか、aさんが所属する学部ほどaさんに対する配慮が周知徹底されていない他の学部でそのようなケースが発生した場合はどうするか、とaさんは不安に思っている。

また、aさんが所属する学部では、アクティブラーニングやグループワークの授業が多い。このため、aさんによれば、教員が学生どうしでグループを組むように指示すると、

aさんが自分から他の学生に声をかけなければならないので毎回緊張してしまう、とのことであった。ただし、それで毎回上手くグループを組むことができているので、この点では大学からの配慮は特に不要である、とのことでもあった。

(4) 大学による多角的な支援での統一性の確保

とは言え、教員dによれば、必要とする支援についてaさんが教員などに積極的に申し出ているので、そのたびにaさんと教員の間で協議ができている、とのことであった。その一方で、個々の教員が、自身の価値観や状況理解に基づいて対応しているため、1つ1つの支援が場当たりのようになってしまう、という限界についても言及があった。したがって、A大学がaさんに対して実施している支援の全体を年単位で見通し、これらをコーディネートしたうえで、1人1人の教員のモチベーションを高めながら統一的な対応を確保することが必要、との指摘があった。

(5) 職業ヘルパーによる介助支援

aさんからは、人工呼吸器を使用していることもあって、aさんの介助支援に慣れたヘルパーが通学中と学校内で常にそばにいてくれることはとても安心できる、とのことであった。ただし、居宅内におけるaさんの身体介護を提供できるヘルパーであれば通学中と学校内の介助支援も問題なく提供できるというものではなく、特に移動介助については改めて習熟期間が必要になる、との指摘もあった。

なお、障害学生担当部署も教員dも、大学が介助支援を提供することは難しいとの意見であった。特に障害学生担当部署からは、一義的には大学が授業関連の支援を提供する義務を負うという原則は理解しているが、人員体制などで行き届かない部分があり、ヘルパーが常に隣で待機している状況下で、その一部をヘルパーが担ってくれている、という現状認識が示された。

(6) 連続長時間にわたる介助支援

aさんからは、登校、学校内、下校まで、1日7時間を1人のヘルパーが同行している現状に対して、ヘルパーの休憩時間を確保できないことなど、その負担を懸念する声が挙がった。特にaさんの場合は、ヘルパー事業所Fで通学中と学校内の介助支援を担当するヘルパーが2人しかいないため、ヘルパーの体調不良がaさんの通学に支障をもたらすリスクが非常に高い。こういった事情もあり、aさんからは、たとえば周囲に友人がいる授業中については、すぐに連絡できる体制を確保しながらヘルパーが教室の外で休憩できないだろうか、とのことであった。

この点について、教員dからは、90分間の授業の間、あまり興味のないことをずっと聞かされているのも大変であろうが、緊急事態が発生した場合を考えると、ヘルパーの隣席

待機によって教員も安心して授業ができる、とのことであった。

一方、サービス提供責任者 f から、1日7時間の介助支援を2交代制にして3~4時間ずつ分担する可能性について言及があった。ただ、それと同時に、2交代制の場合はヘルパーの日給が時給3~4時間分となってしまうが、1日7時間などのまとまった勤務を希望するヘルパーもいることから、一概に2交代制が良いとも言い切れない、との指摘もあった。

さらに、サービス提供責任者 f から、ヘルパーの給与体系との兼ね合いについても指摘があった。たとえば時給制のヘルパーの場合、大学が休業期間に入ると月単位で仕事がなくなってしまう、生活に支障をきたしてしまう。この問題は、時給制ではなく固定給のヘルパーを充てることでいくぶん緩和できるが、予算の制約でなかなか難しい。

一方、相談支援専門員 hからは、将来的に通学中と学校内の介助支援を国の事業や自治体の単独事業などで制度化する場合、1人のヘルパーが1日7~8時間などの連続長時間で対応できるヘルパー事業所を見つけることは全国的にも困難と考えられることから、複数のヘルパー事業所が3時間ごとなどで分担できるような制度的な配慮が必要ではないか、との指摘があった。ただし、この場合、事業者報酬の単価を高く設定しないと引き受けてくれるヘルパー事業所が見つからなくなる可能性についても、併せて指摘があった。

この関連で、aさんからは、現在は居宅内と外出中の介助支援を提供しているヘルパー事業所Gにも、将来的には通学中と学校内の介助支援に携わってほしい、という声が挙げられた。

(7) 補講への対応

障害学生担当部署によると、これまではaさんを通じて連携と調整を行ってきたので、A大学とヘルパー事業所Fが直接やり取りを行うことがなかった、とのことであった。ただし、大学による合理的配慮の1つとして、ヘルパーが大学の構内や教室内に立ち入ることを許可し、また、教室内におけるaさんの専用デスクの設置に際しても、ヘルパーが隣席で待機できるという条件に配慮している。

また、今後の課題として、教員dから補講の問題が提起された。A大学では、授業が休講になった場合の振替の補講が土曜日に設定されることが多い。しかし、土曜日はaさんの登校日ではないため、ヘルパーの確保が問題となる。実際にヘルパーが見つからずに補講を受講できなかったことも、2年次の後期に1回発生している。障害学生担当部署によれば、このときは次善の策として教員に別途レジュメを作成してもらい、aさんに配布している。

教員dによれば、常勤の教員が担当する科目の補講であれば比較的柔軟な対応も期待できるが、非常勤の教員が担当する場合はそれが難しくなり、また、補講が土曜日に設定されるケースも多くなる。また、障害学生担当部署によれば、休講や補講の情報をいち早く

aさんやヘルパー事業所Fに発信して対応してもらおう、という連携の在り方も考えられるが、休講や補講の情報が障害学生担当部署に伝わるのが遅く、aさんの方が先に把握していることもある、とのことであった。

これについて、サービス提供責任者fからは、他の利用者の勤務との兼ね合いもあってなかなか難しいが、土曜日であってもヘルパーが空いていれば対応したい、とのことであった。また、aさんの介助支援に習熟していなければならないため、現在のヘルパー2人に加えて補欠のヘルパーを確保することも難しい、とのことであった。

また、サービス提供責任者gによれば、ヘルパー事業所Fの代わりにヘルパー事業所Gが1日だけ通学中と学校内の介助支援を提供したことがあった⁵⁾。ヘルパー事業所Gは、もともと通学ではない外出中の介助支援も移動支援事業によって提供していることから対応できたが、それでも担当できるヘルパーは1~2人である。もちろん、急に依頼を受けてすぐに対応できるわけではなく、そのときの状況次第という事情はヘルパー事業所Fと同様である。

また、aさんからの要望に呼応して、サービス提供責任者gからも、通学中と学校内の介助支援のうち特定の曜日を担当することについて将来的には視野に入れている、と前向きな返答があった。そのうえで、複数のヘルパー事業所が通学中と学校内の介助支援を提供し、ヘルパー事業所がお互いにシフトの穴を埋められる体制ができれば、aさんの修学が安定するのではない、との意見が出された。ただし、それを実現するうえでは、ヘルパーの人材不足という問題を解消していかなければならないことも指摘された。

(8) 相談支援専門員によるアセスメントの可能性

相談支援専門員hによれば、aさんの受講の様子を見学することについて、以前aさんと話したことがあった、とのことであった。相談支援専門員が福祉サービスの視点でアセスメントすることで、課題や改善点を見つけることができるのではないかと、ということである。ただし、これについては大学だけではなく担当教員の許可が必要であり、さらにaさんの意向も踏まえる必要がある、という点も併せて指摘された。特に後者については、さまざまな問題を抱えながらもaさんの学生生活が上手く回っていることに対して、相談支援専門員によるアセスメントがかえって混乱をもたらす可能性があり、この点は慎重に検討する必要があるだろう、とのことであった。

これについては、障害学生担当部署からも、aさんの入学当初は頻繁に受講の様子を見に行っていたが、むしろ2年次になってからの見学で問題点を発見することが多く、もっとしっかり基盤を固めてスタートすべきだったと反省している、とのことであった。

⁵⁾ この日のヘルパー給与などについては、国庫補助の対象外の経費として、全脊連において負担した。

さらに、教員 d からは、a さんの学生生活を充実したものにするうえで第三者からの客観的なアドバイスは有益だと考えられるので、a さんの意向があつて、事前に相談があれば、担当教員への依頼など内部で調整したうえで、できるだけ受け入れられるように学部として考えていきたい、とのことであつた。

第Ⅳ章 私立B大学（bさん、大学院2年次生）のケース

この章では、2017年度事業の対象となった全身性障害のある3名の学生のうち、bさんに対する支援の実施状況などを示す。なお、2016年度事業の生活史ヒアリング、生活時間日記調査、タイムスタディ調査の詳細については、第Ⅲ章と同様に、2016報告書の第Ⅳ章第2節をご参照いただきたい。

第1節 2016年度事業の実施状況

（1）生活史のヒアリング

bさん（男性、高位頸髄損傷）は、17歳のときに頸髄3番（C3）～4番（C4）を受傷し、2017年度の時点で14年目、31歳である。残存レベルは頸髄1番（C1）で、首から下は全廃である。人工呼吸器を使用しているが、受傷3年目に気管切開からNPPV（非侵襲的陽圧換気）に移行し、日中はマウスピースを用いている。

食事は全介助で、普通食を経口摂取している。排便はベッド上での摘便、排尿は集尿バッグを使用している。移動は大型のリクライニング式手動車椅子を介助者が全介助で操作している。入浴、更衣、歯磨き、洗顔、髭剃りなど、日常生活動作のほとんどが全介助である。

パソコン入力は、顎に貼り付けたシールでマウスポインタを操作する。文字入力はスクリーンキーボードを使用する（2016報告書：51-53）。

（2）生活時間日記調査の結果の概要

生活時間日記調査では、司法試験に向けた勉強のため極端に睡眠時間が短く、その結果として、障害程度が重度であるにもかかわらず「生命維持」に分類される生活時間が短かった。また、学内での自習時間も多く、授業日以外でも登校している日があった（2016報告書：53-55）。

（3）タイムスタディ調査の結果の概要

タイムスタディ調査では、授業中はbさん自身のパソコン操作で受講するため、「介助なし」の時間の割合はaさんよりも多い。また、「介助なし」の時間の割合は授業時間の長さによって分岐していた。ただし、介助動作の種類が少ないわけではなく、たとえば「生命維持」の排尿介助や与薬・処置など、aさんにはない介助動作が見られた（2016報告書：55-58）。

第2節 大学等以外の主な支援

(1) 介助支援

bさんの通学中と学校内の介助支援については、特定非営利活動法人が運営するヘルパー事業所Iから全脊連に在籍出向したヘルパー6人が実施した。賃金は、2017年度事業の補助金から全脊連がヘルパーに支給した。

また、6年前にbさんが学部生としてE大学に入学する以前から、ヘルパー事業所Iが居宅内のホームヘルプおよび外出中のガイドヘルプとして重度訪問介護を提供している。

(2) 相談支援

bさんは、個別給付の障害福祉サービスを利用しているため、相談支援事業所Jから計画相談支援を受けている。

第3節 年度当初の支援内容

(1) 大学による事前的改善措置（基礎的環境整備）

B大学の法科大学院の校舎は、bさんが入学する以前から障害者用トイレとエレベーターが整備されているなど、バリアフリー環境が非常に整備されていた（2016報告書：52）。

(2) 大学による合理的配慮

B大学による合理的配慮として、2016報告書では、試験にパソコン入力で解答、定期試験の時間延長、教室内のスペース確保、教材のスキャンデータ化、bさん本人のための待機部屋の確保、マイクとスピーカーの貸し出し、ヘルパーの入室許可（2016報告書：52-53）などを挙げた。このほかに以下のものが挙げられる。

1つ目は本キャンパスの図書館から法科大学院の図書館への書籍の取り寄せで、これは一般の学生には提供されていないサービスである。

また、bさんがパソコンルームのプリンタを使用できないことから、その代替措置として待機部屋のプリンタの使用許可を受けている。

B大学の法科大学院では入館ゲートでIDカードをタッチする必要があるが、bさんの車椅子ではゲートを通過することができないので、鉢植えを移動させる必要がある。このため、bさんが入退館するたびに法科大学院の事務室から職員が出てきて鉢植えを移動している。

この関連で、学校内でヘルパーが交代する場合、出勤したヘルパーが1人で入館し、退勤するヘルパーが1人で退館する必要がある。この入退館についても大学から許可を受けている。

なお、bさんは、定期試験と同様に司法試験でも試験時間の延長やパソコン入力による解答などの配慮が必要であるが、どこまで認められるかは実際に受験の段階で申請してみ

なければわからない。このため、司法試験の模擬試験をB大学で受験するときも、ひとまず定期試験と同じ条件で受験している。

(3) 一般的な設備や制度のうち社会的障壁の除去に寄与しているもの

B大学の法科大学院では多くの授業でパソコンの持ち込みが許可されている。このことは、文字入力をパソコンで行うbさんにとって好都合である。

また、学部生時代のE大学との比較で言えば、B大学の法科大学院はキャンパスが1つのビルで完結しているため、雨天でも傘をささずに教室移動ができることがプラスに作用している。その一方で、キャンパス内に売店がないため、ヘルパーが1人で入館する場合は事前にお弁当を購入しておくなどの注意が必要となる。

(4) ヘルパーによる介助支援

2016年度事業による介助支援として、2016報告書では、昼食介助、昼食準備・片付け、排尿介助、与薬・処置、車椅子固定、姿勢の修正、外出準備・片付け、PC利用補助、受講準備・片付け、教室移動、学内移動介助、登校介助、下校介助、通学以外の移動介助（2016報告書：56）などを挙げた。このほか、マイクの使用補助、図書館で書籍を探す、資料のスキャン、紙媒体の資料を障害学生に提示、待機部屋でのプリントアウトなどが実施されている。

(5) 家族による支援

bさんは独居であるため、通学中と学校内に関することでは家族から支援を受けていない。

(6) 同級生による支援

同級生による支援としては、bさんが欠席した授業のノートをスキャンしてメールで送ってもらうことがあるが、これは障害学生に対する支援というよりも一般的なやり取りと位置づけるべきかもしれない。

(7) 公共交通機関による合理的配慮

公共交通機関による合理的配慮としては、登下校で利用する路線バスのスロープ介助が挙げられる。なお、aさんと同様、もともとスロープ対応の車両が整備されていた。

第4節 従来の支援の連携と調整

(1) 調整の枠組み

これまでの支援の調整の枠組みとしては、aさんと同様に、bさんとB大学障害学生担

当部署との協議に一元化されている。たとえば待機部屋の確保はbさんからB大学への申し入れで実現した。

一方、B大学による合理的配慮のうち、bさんからの申し入れ以外に端を発しているものとしては、マイクとスピーカーの貸し出しや授業資料の事前送付などが挙げられる。マイクとスピーカーは、bさんの肺活量が少なく声が小さいため、授業中に指名されたときなどに使用するが、これは教員からB大学への要請で実施されている。また、授業資料については、授業中にヘルパーがスキャナでスキャンするとやかましいという苦情があったため、bさんが各学期の始めにそれぞれの授業の教員に対して相談したうえで、基本的には事前に教員から送付してもらっている。

(2) 役割分担の不具合

役割分担の不具合としては、先述のヘルパー交代に伴うヘルパー1人だけでの入退館が挙げられる。

bさんがB大学の法科大学院に進学したあと、しばらくの間、学内での交代で出退勤するヘルパーが入館ゲートと鉢植えの間を通過して入退館していたため、これをB大学から咎められた。その後、ヘルパーが1人で入退館する際には守衛室などにひと声かけるルールを障害学生担当部署が定め、bさんおよびヘルパー事業所Iのサービス提供責任者iに伝達された。

(3) 充足されていないニーズ

2017年度の時点で充足されていないニーズとしては、待機部屋の問題が挙げられる。

bさんは、学内での待機部屋としてB大学から模擬法廷の準備室の使用の許可を受け、同じく大学から貸与されているプリンタや、bさんが持ち込んでいるフラットベッド型のスキャナも、この準備室の戸棚に収納されている。

ただし、この準備室の廊下側のドアにはカギがなく、反対側は模擬法廷とドアなしで繋がっていて、模擬法廷との壁も天井まで届いていないので半個室の状態である。また、授業で使用していない空き教室は法科大学院の事務局にひと声かければ学生が自習に使用することができる。このため、模擬法廷で他の学生が自習していることがあり、排泄などのプライバシーに関わるbさんとヘルパーの会話が筒抜けになってしまうことがある。

(4) 同級生やボランティアなどによる支援の可能性

今後、同級生やボランティアにお願いできそうなこととしては、ヒアリングのなかで以下のような返答を得た。

ヘルパー事業所Iのサービス提供責任者iからは、たとえばbさんがエレベーターに乗降するときに他の学生に「開」ボタンを押してほしいということもなく、ヘルパーの工夫

で解決可能との指摘があった。さらに、そもそもbさんと他の学生がエレベーターに乗り合わせる機会が少ない。これについては、特にそうしてほしいとbさんから頼まれているわけではないが、ヘルパーによっては他の学生と乗り合わせないように配慮している場合もある、とのことであった。

また、bさんおよびサービス提供責任者iによると、学部生時代のE大学には大学がノートテイク者に謝金を支給する制度があり、bさんもノートテイクを依頼していたが、現在は依頼していない、とのことであった。他の学生がピリピリした雰囲気というわけではないが、時間が足りないと学生どうしが会話しているような状況のため、なかなかノートテイクを依頼しにくいという事情もある。さらに、法科大学院は学生の人数が少ないので、依頼できる相手も限られてしまう。

地域のボランティアにお願いできそうなことについては特に言及がなかった。

第5節 支援の連携と調整に対する考え方

(1) 支援チームに対する考え方

支援チームを通じた支援の連携と調整について、ヒアリングでは以下のことが指摘された。

サービス提供責任者iからは、現状ではヘルパーやサービス提供責任者がB大学と直接やり取りしていないことについて説明があった。その背景には、たとえ要請事項があったとしても、ヘルパーやサービス提供責任者からbさんに相談し、bさんが採否を判断してbさんから大学に申し入れてもらうべきであり、bさんの頭越しに直接やり取りを行うのは適切ではない、という考え方がある。また、通学中と学校内の介助支援の内容や方法は、居宅内や外出中での内容や方法をそのまま適用したり、E大学の在学中にbさんとヘルパーとの間で試行錯誤したりしてきた。このため、B大学に進学して環境が変化したものの支援の内容や方法は大きく変わっていない。したがって、そもそもヘルパーからB大学への要請事項が特になく、という側面もある。

また、bさんからも、ヘルパーと大学の接点がないので連携や調整の必要性を感じない、もしくは連携や調整の必要性がないからヘルパーと大学の接点がない、ということではないか、との指摘があった。

(2) 相談支援専門員による連携と調整に対する考え方

相談支援専門員による支援の連携と調整について、ヒアリングではポジティブな意見もネガティブな意見も特に挙がらなかった。

(3) 支援チームのメンバーに対する考え方

支援チームのメンバーについては、ヒアリングでは以下のことが指摘された。

サービス提供責任者 i からは、b さん本人、B 大学、相談支援専門員といったメンバーで支援チームのテーブルを設けることについて特に意見はないが、前々項の理由でヘルパー事業所のサービス提供責任者としてそのテーブルに参加する必要性は感じない、とのことであった。ただし、b さんの意見を補足する説明が必要であれば、b さんからの要請に基づき b さんに帯同したい、とのことであった。

b さんからは、いかなるメンバー構成であれ、本人不在のまま支援者だけで連携や調整を行うのは不適切、との指摘があった。

第 6 節 支援チームの開催

(1) 支援チームの参加者

以上を踏まえ、b さんの支援チームを開催した。参加者は以下のとおりであった。

- ・ b さん
- ・ B 大学の副学長（学生支援担当）
- ・ B 大学の障害学生担当部署
- ・ ヘルパー事業所 I のサービス提供責任者 i
- ・ 相談支援事業所 J の相談支援専門員 j
- ・ b さんが居住する市町村の障害福祉担当課の担当係長
- ・ b さんが居住する市町村の障害福祉担当課の担当ケースワーカー
- ・ 全脊連の事務局

(2) 順調な介助支援

b さんに対する通学中と学校内の介助支援については、第 4 節（2）で紹介したヘルパーの入退館の問題を除けば、大きなトラブルは生じなかった。

強いて挙げれば、とのことで障害学生担当部署から指摘があったのは、授業中に隣席待機しているヘルパーが携帯電話を操作することについてであった。近年、B 大学では学生が授業中に携帯電話を操作することを禁止しているが、b さんの隣でヘルパーが携帯電話を操作することが他の学生の携帯電話の操作を誘発するのではないか、との懸念が教員から示された。これを受けて障害学生担当部署から b さんに申し入れがあり、この問題もすぐに解決した。

そのほか、b さんは 2016 年度に B 大学に入学した直後に入院し、大学に通えない時期があった。このときは、b さんは授業の遅れを取り戻すために教員や友人から多くのフォローを受けた、とのことであった。しかし、入院に際して障害学生担当部署とヘルパー事業所 I の連携と調整が活発になったわけでもなく、ヘルパー事業所 I は b さんの生活支援に奔走していた、とのことであった。

この背景には、第 5 節（1）でも紹介したとおり、b さんが学部生として E 大学に入学

する以前から、bさんに対する介助支援を一貫してヘルパー事業所Iが実施していることが挙げられるだろう。長年にわたる介助支援の提供が、対応力の高い支援体制に繋がっている。

また、bさんからは、座学の授業が多い専攻であるため、フィールドワークや実験が必要な専攻に比べれば、大学等とヘルパー事業所が連携して課題を解決しなければならない状況が少ないのではないかと、との指摘もあった。

(3) 支給決定の変更の問題

bさんが居住する市町村の運用では、bさんがB大学に通う時間数の増減に応じて、重度訪問介護の支給決定時間数を変更することとなっていた。

たとえば、bさんは1日24時間の常時介護であるため、夏休みの間はひと月744時間(=24時間×31日)で重度訪問介護が支給決定される。しかし、後期授業が始まると通学中と学校内を差し引いた時間数で支給決定し直すことになる。さらに、大学等の場合は学期によって時間割が大きく変わり、登校する曜日まで変わってしまう。したがって、毎月のように週間計画表を書き起こし、支給決定時間数を決めて、受給者証を上書きしなければならない。

この事務手続きについては、bさん、サービス提供責任者i、相談支援専門員j、障害福祉担当課のケースワーカーが、その煩雑さを異口同音に訴えている。

(4) 介助支援の費用負担

障害福祉担当課の担当係長によれば、bさんの通学中と学校内の介助支援は、学部生時代から大きな課題であった。重度訪問介護であれば国50%と都道府県25%と市町村25%の費用負担ではあるが、報酬告示¹⁾における「通年かつ長期にわたる外出…を除く」の規定に抵触してしまう。移動支援事業については、地域生活支援事業が統合補助金であるため、既存のサービスで補助金を使い切っている状態でbさんに対する介助支援を始めた場合、その満額を市町村が負担することになってしまう。このことから、障害福祉担当課の担当係長は、市町村が移動支援事業で通学中と学校内の介助支援を提供することとなった場合に、予算が少ない市町村では取り組みが進まなくなってしまうのではないかと、この懸念が示された。

一方、B大学の副学長からは、B大学の現状について説明があった。まず、人的支援に対するB大学の費用負担の前例としては、視覚障害のある障害学生のノートテイクが挙げられる。通学中と学校内の介助支援の費用負担となるときわめて大きな金額となるため、

¹⁾ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第523号)

その原資としては寄附が望ましいと考えられるが、B大学では寄附金控除などに対応する体制整備が進んでいない。また、支援者の間でも寄附という発想が根付いていない。

これに加えて、障害学生担当部署からは、bさん以外にも介助支援を必要とする障害学生がB大学に在籍しているため、1人1人の状態像を比較し、公平性のある結論を導き出さなければならない、との指摘もあった。

ただし、この点について、bさんからは、大学等の費用負担を前提とすると、障害学生が入学の段階で排除される事態が生じないか、との懸念の声が挙がった。また、サービス提供責任者 i と障害福祉担当課のケースワーカーからは、大学等が費用負担する制度となれば特定の大学等に障害学生が集中し、市町村が費用負担する制度となれば特定の市町村に障害学生が集中して、いずれの場合でもどちらかの予算がパンクしてしまうのではないか、との指摘があった。

第V章 国立C大学（cさん、学部3年次生）のケース

この章では、2017年度事業の対象となった全身性障害のある3名の学生のうち、cさんに対する支援の実施状況などを示す。なお、2016年度事業の生活史ヒアリング、生活時間日記調査、タイムスタディ調査の詳細については、第III章および第IV章と同様に、2016報告書の第IV章第3節をご参照いただきたい。

第1節 2016年度事業の実施状況

（1）生活史のヒアリング

cさん（男性、デュシェンヌ型の筋ジストロフィー）は、4歳のときに障害が確認され、2017年度の時点で21歳である。現在は、両上肢が握力3kg程度の一部残存、両下肢全廃、首残存、体幹ほぼ全廃、発声は可能である。痰の吸引などの医療的ケアは必要ない。

食事は一部介助で、普通食を経口摂取している。排便は通常排便で全介助、排尿は尿瓶使用で一部介助である。入浴、更衣、洗顔、整容は全介助、歯磨きは電動歯ブラシで一部介助、髭剃りは一部介助である。床のものを拾うのは全介助、テーブルのものを拾うのは一部介助である。

パソコン入力は通常のキーボードを独力で入力、通常のマウスを指で操作している。

移動はリクライニング式電動車椅子を独力で操作している。ドアの開閉は、開き戸が全介助、引き戸が一部介助である（2016報告書：58-59）。

（2）生活時間日記調査の結果の概要

生活時間日記調査では、「生活の質」に分類される生活時間のなかでも「授業関連活動」や「授業外活動」での学校滞在に多くの時間が配分されていた（2016報告書：61-62）。

（3）タイムスタディ調査の結果の概要

タイムスタディ調査では、通学中におけるバス運転手や駅員による乗降介助や、学校内における受講準備・片付け、排尿介助、昼食準備・片付けなどが多かった。また、ヘルパーの同行時間に占める介助時間の比率は、cさんもbさんと同様に、学校滞在時間が長くなるほど小さくなっていた（2016報告書：63-65）。

第2節 大学等以外の主な支援

（1）介助支援

cさんの通学中と学校内の介助支援については、2017年度事業に基づく介助支援、C大学からの委託による介助支援、学生ボランティアの三者によって提供されている（2016報告書：60）。三者は曜日によって支援を分担している。

2017年度事業に基づく介助支援は、2017年6月から年度末までにわたって、特定非営利活動法人が運営するヘルパー事業所Kから全脊連に在籍出向したヘルパー9人が実施した。賃金は、2017年度事業の補助金から全脊連がヘルパーに支給した。なお、年度当初から5月までは、C大学とヘルパー事業所Kの委託契約に基づいて、同じヘルパーが実施していた。

C大学からの委託による介助支援は、社会福祉法人が運営するヘルパー事業所Lに対してC大学が委託費を支出して実施されている。学生ボランティアについても、C大学が謝金を負担している。

なお、cさんは移動支援事業の支給決定を受けているが、2017年度時点では事業所との契約およびサービス利用には至っていない。

(2) 相談支援

cさんは、個別給付の障害福祉サービスを利用していないため、計画相談支援を受けていない。

第3節 年度当初の支援内容

(1) 大学による事前的改善措置（基礎的環境整備）

C大学は築年数の長い校舎が多いが、耐震工事に併せてエレベーターや障害者用トイレを設置してきたため、両者はすべての校舎で整備済みであった（2016報告書：60）。

このほか、cさんが着席するスペースを確保するために、教室内の固定机や固定椅子を一部撤去している。

(2) 大学による合理的配慮

C大学による合理的配慮として、2016報告書では、ヘルパー事業所への委託による介助支援の提供、有償の学生ボランティアによる介助支援の提供、ヘルパーのための待機部屋の確保とカギの貸与、cさんへの連絡用の携帯電話をヘルパーに貸与（2016報告書：60）などを挙げた。

また、cさんがなるべく1階の出入りしやすい教室で受講できるように教室を調整している。これは、日常的な教室移動の負担軽減だけではなく、地震の際に上層階からエレベーターを使わず避難できるのかという懸念への対処でもある。

2017年度には教室に出入りするための携帯スロープを新規購入し、cさんに貸し出している。教室調整の結果、従来は少人数の授業を中規模教室で開催することもあった。ただし、段差のない出入口は教室後方にあり、電動車椅子では教室の前方まで進入できないため、cさんが教室の後方でポツンと着席していた。これは教員もやりにくかったようで、cさんが教員に相談のうえ障害学生担当部署に申し出て、携帯スロープにより細かい段差

のある教室でも前方から入室できるように対応した。

さらに、cさんが実験で使うための専用の台を、工学系の学部の技官職員が作成した。可動式だったり高さ調節が可能だったりすると危険であるため、cさんの車椅子の高さに合わせて作成している。この点では、事前的改善措置ではなく合理的配慮に分類すべきものである。耐荷重量も大きく、頑丈に設計している。

一方、学生食堂にも高さのあるテーブルを設置している。こちらは高さ調節が可能である。ただし、多くの車椅子使用者は一般的な高さのテーブルで食事ができるので、これも車椅子使用者を想定した事前的改善措置というよりは、事実上cさんに対する合理的配慮に位置づけられるだろう。

教室にも高さ調節が可能なデスクを配置している。前述のようにcさんが受講するのはいくつかの教室に集約されているので、cさんが受講するすべての教室に配置できている。パソコンルームにも高さのある机を用意し、そこにパソコンを設置している。

このほか、パソコンの持ち込み許可、実技や実習における配慮、自習室での専用机の用意とスペース確保、ヘルパーの入室許可、関係する全教員（非常勤教員を含む）への配慮事項の周知徹底、緊急時に備えた医療機関と大学の情報共有などが挙げられる。

（3）一般的な設備や制度のうち社会的障壁の除去に寄与しているもの

他の学生に提供されている一般的な設備や制度のうち、cさんにとっての社会的障壁を除去することに寄与しているものとしては、以下のものが挙げられる。

実験の授業では、その内容によって、1人だけで取り組む場合と、パートナー制度によって複数の学生と一緒に取り組む場合に分かれる。同じ科目でもその日の実験内容に応じてパートナー制度の適用の有無が異なる。

また、パートナー制度により実験の手技を分担する場合であっても、cさんに難しい手技については学生どうしで役割分担を調整している。この場合、cさんは実験の記録などを担当することになる。教員は、指導するというよりは、目配りをして、必要に応じて介入するというスタンスである。どの教員も細かい配慮をしてくれるので、障害学生担当部署としてはそれぞれの教員にお任せしている。

また、C大学のキャンパスは公共交通機関が充実した地域に立地し、最寄り駅からも近い。このことは、cさんの登下校の負担を軽減している。

前項で触れたように、工学系の学部の技官職員の存在は、cさんに対する支援を考えるうえでの大きな要素となっている。前述の実験用の台の作成のほか、たとえば既製品の可動デスクもキャスターが壊れやすいので、頑丈なキャスターを別途購入して取り付けている。

なお、障害学生担当部署に対するヒアリングでは、C大学は規模が比較的小さいため予算確保の制約が厳しい一方で、cさん個人のニーズに沿った対応が比較的可能である、と

いった指摘もあった。

(4) ヘルパーによる介助支援

2016年度事業による介助支援として、2016報告書では、昼食準備・片付け、排尿介助、外出準備・片付け、受講準備・片付け、学内移動介助（2016報告書：48）などを挙げた。

2017年度からは、前述の携帯スロープによる入退室の介助と、cさんの体調の変化による排便介助が追加されている。

別室で待機しているヘルパーが授業中にcさんから呼ばれて教室に出向き、水分補給を行うこともあるが、基本的に排泄介助以外の用事で呼ばれることは少ない。

このほか、ヘルパーが図書館で書籍を探すことも実施されている。また、介助支援の場面としては空き時間や補講なども挙げられる。

(5) 家族による支援

家族による支援としては、雨天時に母親が運転する車に乗って登下校することが挙げられる。

(6) 同級生による支援

同級生による支援としては、前述の実験の授業でのパートナー制度のほか、サークルや課外活動の時間帯にcさんの求めに応じてヘルパーと同様の介助支援が行われている。

また、前述の学生ボランティアが担当する曜日については、排泄介助を保健管理センターの看護師などが担当し、その代わりに学生ボランティアが保健管理センターへの移動介助を行っている。

(7) 公共交通機関による合理的配慮

公共交通機関による合理的配慮としては、鉄道駅の駅員による乗降介助が挙げられる。これにより、cさんは単独で登下校しているのが現状である。

第4節 従来の支援の連携と調整

(1) 調整の枠組み

これまでの支援の調整の枠組みとしては、aさんやbさんと同様に、cさんとC大学障害学生担当部署との協議が主であった。たとえば、前述の携帯スロープの導入はその例である。

一方、2017年度事業に基づいて支援を実施しているヘルパーが、2015年度までは委託契約に基づいてcさんの支援を実施していたという経緯もあって、aさんやbさんの例とは異なり、C大学とヘルパー事業所Kの接点が非常に多い。

たとえば、ヘルパー事業所Kのヘルパーの費用負担がすでにC大学から全脊連に移行していた2016年度についても、C大学の障害学生担当部署が翌月の予定表を作成し、ヘルパー事業所Kに通知していた（2016報告書：60）。これは、費用負担が移行したとは言え、大学委託のヘルパー事業所Lや学生ボランティアとの調整、後述する携帯電話やカギの貸し出しがあるため、けっきょくは障害学生担当部署が全体を把握せざるを得ないためであった。ただし、2017年度からは事業所への予定表の通知をcさん本人が担当している。

また、cさんの欠席や遅刻、休講、教室変更、試験日程などについても障害学生担当部署が随時確認し、事業所に連絡していた（2016報告書：60）。これも2017年度からはcさん本人が担当している。

ただし、ヘルパー事業所Kによる介助支援が大学委託から2016年度事業へ移行したあとの、予定表の取扱いの変更や携帯電話の貸与の継続などに関する意思決定は、「C大学からの問題提起や提案→全脊連事務局とヘルパー事業所Kで協議→全脊連事務局からC大学に返答および協議」というプロセスを経るようになった。

このほか、ヘルパーのための待機部屋の確保とカギの貸与、学生への連絡用の携帯電話をヘルパーに貸与といった配慮は、2017年度も12月までC大学に実施していただいた。前者については、校舎内のフリースペースではなく、cさんが受講する教室と同じ校舎か近くの校舎に、その日その日で空き教室や空き部屋を障害学生担当部署が確保している。後者については、C大学が費用を負担している。

（2）役割分担の不具合

役割分担の不具合としては、まだ実際には生じていないものの、緊急連絡への不安が指摘されている。

cさんが授業を病欠する場合などは、2017年度から、cさんがヘルパー事業所Kに連絡することになっている。連絡を受ける窓口は、サブリーダーのヘルパーkの携帯電話、サービス提供責任者の携帯電話、事業所の固定電話、の優先順位が取り決められている。

ただし、cさんは携帯電話を受話器として耳と口にあてるのが難しいのでメールでの連絡となる。このため、cさんからの緊急連絡を事業所側が確認できたのか、cさんはリアルタイムで把握できない。

また、用件の性格上、緊急連絡は朝一番の場合が多い。しかし、ヘルパーkにせよサービス提供責任者にせよ、他の利用者のサービス現場に入っている場合は、1日のなかで最も忙しい時間帯にcさんからの緊急連絡が届くことになる。このため、cさんからのメールに気がつかない、対応できないといった事態が懸念される。

2017年度に追加された排便介助については、cさんの体重が軽いため、現在は「抱え」によって行っている。ただし、ヘルパー事業所Kはもともと知的障害者の利用者が多く身体介護に慣れていないヘルパーも多いため、安全上の不安から、ヘルパーの人選には配慮

を要している。

(3) 充足されていないニーズ

2017年度の時点で充足されていないニーズとしては以下のものを挙げられる。

まず、最大の問題が登下校の支援である。前述のように、cさんは、現状では鉄道駅の駅員から乗降介助を受けながらヘルパーを伴わずに登下校している。しかし、cさんは障害程度が重いため、単独での登下校には常に不安がつきまわっている。ただ、cさんの自宅からC大学までは遠く、片道で1時間30分を要する。また、2017年度事業のヘルパー事業所Kも大学委託のヘルパー事業所LもC大学の近傍に所在し、朝一番でcさんの自宅まで出勤することも難しい。また、ヘルパーの交通費の費用負担の問題もある。

また、前述のようにサークル活動や課外活動の時間帯の介助支援については、2017年度事業、大学委託、学生ボランティアのいずれでも手当てできていない。

今後の課題としては、4年生に進級して研究室に配属されたときに同じフロアに障害者用トイレがあるか、cさんが利用しやすい簡易ベッド付きの広いトイレか、障害（デュシェンヌ型の筋ジストロフィー）が進行した場合にどのように支援を見直すのか、といった点が挙げられている。

このほか、2016報告書では、ヘルパー事業所Kからの除圧介護の必要性の指摘を紹介したが（2016報告書：61）、これは褥瘡のリスクとヘルパーの隣席待機をcさんが天秤にかけたうえでの選択とも言える。

(4) 同級生やボランティアなどによる支援の可能性

今後、同級生やボランティアにお願いできそうなこととしては、ヒアリングのなかで以下のような返答を得た。

ヘルパー事業所Kのサブリーダーのヘルパーkからは、有償ボランティアではない同級生にcさんの介助支援をお願いするのは少し酷ではないか、との感想があった。そのうえで、授業前に用意し忘れた教材をカバンから出してもらい、授業中の提出物を代わりに提出してもらい、などについては他の学生に依頼することも考えられるが、現在のヘルパーによる介助支援では、別室待機とは言え授業中のトイレや水分補給などもヘルパー1人で無理なく対応できるレベルであることから、それほど必要性を感じていない、とのことであった。授業準備の補助については、C大学の障害学生担当部署からも指摘があった。

また、地域のボランティアにお願いできそうなことについては、C大学の障害学生担当部署からは、大学の最寄り駅からC大学までの移動介助が挙げられた。ただし、ヘルパーkからは、cさんの自宅からC大学まで片道1時間30分の距離があるため、この地理的条件がボランティアを探すうえでのネックにならないか注意が必要ではないか、との指摘もあった。

第5節 支援の連携と調整に対する考え方

(1) 支援チームに対する考え方

支援チームを通じた支援の連携と調整について、ヒアリングでは以下のことが指摘された。

ヘルパーkからは、今後もし通学中と学校内の介助支援を障害福祉サービスまたはその他の福祉サービスで手当てすることになった場合に、cさんに対する制度説明や利用開始手続きの契機として、支援チームに期待する声が出た。このことは、2018年度以降の支援の在り方だけではなく、特にヒアリングの当時は11月15日を以って2017年度事業による介助支援を中断する予定であったことから、11月16日以降のサービスの枠組みについても念頭に置いたものである。

(2) 相談支援専門員による連携と調整に対する考え方

相談支援専門員による支援の連携と調整について、ヒアリングでは以下のことが指摘された。

ヘルパーkからは、相談支援専門員が連携の旗振り役や連絡調整役としての役割を果たせば支援がスムーズになるのではないかと、とのことであった。ただし、cさんの居住地の近隣の相談支援事業所が担当すると、C大学、ヘルパー事業所K、ヘルパー事業所Lとは片道1時間30分の距離であるため、関係機関との連携を上手く機能させるうえでの工夫が必要であろう、との指摘があった。

C大学の障害学生担当部署からは、たとえば受講する科目への支援要望の詳細は、けっきょくはcさん本人にしかわからないので、相談支援専門員が介在したとしても何かが変わるというイメージが湧かない、とのことであった。また、その意味では障害学生担当部署が、cさんと教員など、関係者の間での調整役としての機能をすでに果たしているのではないかと、という指摘があった。

(3) 支援チームのメンバーに対する考え方

支援チームのメンバーについて、ヒアリングでは以下のことが指摘された。

ヘルパーkからは、cさん本人、C大学、相談支援専門員、2017年度事業のヘルパー事業所K、大学委託のヘルパー事業所L、などが挙げられた。その一方で、有償の学生ボランティアについては、その支援の実施状況をC大学の障害学生担当部署が把握しているだろうから、必ずしも支援チームに参加する必要はないのではないかと、との指摘があった。

C大学の障害学生担当部署からは、cさん本人、家族、C大学、cさんの居住地の市町村の障害福祉担当課、ヘルパー事業所Kで大学との窓口役とヘルパーの調整役を担っているヘルパーk、などが挙げられた。なお、C大学にも「支援チーム」という同名の学内組織があり、障害学生担当部署の職員、学生課の職員、教務課の職員、保健管理センターの医

師、学生支援担当の教員などが障害学生支援を検討している、とのことであった。

第6節 C大学における支援の連携と調整

(1) 経緯

第Ⅱ章第3節(1)で報告したとおり、全脊連は、11月15日を以って2017年度事業による介助支援を中断し、11月16日以降については他の財源による介助支援への移行を模索し、関係各所に依頼などを行った。しかし、cさんに関しては目処が立たなかったため、2017年度事業の予算をやりくりして、11月16日以降も引き続き介助支援を実施することとした。その後、国庫補助金の追加交付の内示をいただいたため、調査研究と並行して、aさんとbさんも含めて2017年度事業による介助支援を継続することとなった。

ただし、この過程において費用負担の問題で全脊連の方針が二転三転し、3名の障害学生と各大学にご心配をおかけしてしまった。特にC大学からは2017年度事業への参加を年度途中で見合わせたい旨のご連絡をいただいた。

(2) 連携と調整の中核を担う調整役

第3節にあるように、cさんが入学した2015年度以降、その修学の継続のためC大学は多岐にわたる支援を実施し、特に障害学生担当部署には2016年度事業と2017年度事業の実施にあたっても多くのご協力をいただいた。また、第4節にあるように、cさんのケースでは、C大学の障害学生担当部署が支援の連携と調整の中核に位置している。この点では、第Ⅲ章のaさんや第Ⅳ章のbさんのケースとは異なる大きな特徴である。

ただし、障害学生担当部署はこの連携と調整に非常に多くの労力を割いている。それに要する人件費も大きな額となる。障害学生担当部署のヒアリングでも、この人件費に対する財政支援の必要性ついて言及があった。

通学中と学校内の介助支援では、ヘルパーの人件費をどのように工面するかに注目が集まってしまう。C大学の例では、大学委託のヘルパー事業所Lに対する委託費や学生ボランティアに対する謝金をC大学が負担していることが、これに該当する。しかし、それだけでなく、その連携と調整の中核を担う調整役の人件費の費用負担も、今後の大きな課題だと言える。

第VI章 今後の課題と展望

この章では、2017年度事業の成果を踏まえ、今後の課題と展望を考察する。

第1節では、2016報告書に引き続き、修学支援の役割分担を検討する。ただし、役割分担の範囲を切り分けるうえで、すべてのケースに一律に適切な切り口を設定することは、なかなか難しい。

第2節では、2017年度事業における支援の連携と調整について簡単にまとめる。まず、費用負担に関する連携と調整については、2017年度事業の検討対象に位置づけなかったものの、先行事例と同様に重大な課題となってしまった。また、支援の役割分担に関する連携と調整では、大学等における支援の多元性を留意する必要性を指摘する。

第3節では、前々節と前節の課題を解決する方法の1つとして、障害学生によるセルフマネジメントの可能性と前提条件について検討する。

第4節では、政府の平成30年度予算案に盛り込まれた修学支援事業を紹介する。

第5節では、その他の課題を列挙する。

第1節 役割分担の切り口

(1) 通学中と学校内

障害学生の修学支援について、たとえば通学中の支援と学校内の支援に区分し、それぞれの役割分担を検討することが考えられる。

実際、内閣府の障害者政策委員会差別禁止部会が2012年に取りまとめた部会意見¹⁾では、上記の整理を採用している。これは、通学中の移動支援が、学校設置者による合理的配慮として提供されるべきか、行政による福祉サービスとして提供されるべきか、という論点が部会意見の取りまとめ段階でも積み残しになっていたが、少なくとも学校内の介助支援については学校設置者の合理的配慮で担保されるべきである、という部会での合意形成を踏まえたものである(2016報告書:87-88)。

ただし、この区分によって役割分担を切り分けることには難点がある。

たとえばbさんはB大学の法科大学院に通っているため、大学院での正課授業だけでなく、B大学の法学研究機関が主催する特別授業や、特別講演会、市民ロースクールなどにも参加していた。これらは、より良い法曹を養成するために必要な補充的教育であり、B大学でも参加が推奨されていた。

このことを一般化すれば、障害学生に対する支援は単に「単位を取得して卒業・修了する」ことだけでなく「クオリティ・オブ・キャンパスライフ」にとって重要なイベントの

¹⁾ 「障害を理由とする差別の禁止に関する法制」についての差別禁止部会の意見(平成24年9月14日)

参加を支援することも含まれるのではないだろうか。そう考えると、修学支援を通学中と学校内の単純な図式で区分することは難しく、正課授業外ではあるが正課事業に準ずるイベントへの参加というグレーゾーンの存在を踏まえる必要があると考えられる。

(2) 教育支援と介助支援

第Ⅰ章第2節で紹介した第二次まとめでは、その検討対象を「教育に関する全ての事項」と「教育とは直接に関与しない学生の活動や生活面への配慮」と位置づけ、本文では主として前者を議論し、後者については別紙3で事例を紹介している。

また、2016 報告書で紹介した「大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書」でも、支援障害学生²⁾に対する大学等の支援を「授業支援」(表Ⅵ-1)と「授業以外の支援」(表Ⅵ-2)に分けている(日本学生支援機構 2016: 31-42、日本学生支援機構 2017: 31-42)。

さらに、2016 報告書でも、第Ⅴ章「今後の課題と展望」において、福祉サービスと合理的配慮の間での負担の分担と責任の所在に関して、「学校生活の質レベル」での支援か「生命維持・生存レベル」での支援かによって捉えたいうえで、両者が連携することを通じて修学上の支援体制を構築すべきことを指摘している(2016 報告書: 66-74)。

このような区分は、制度レベルだけではなく意識のレベルでも見出すことができる。たとえばaさんには、授業中のノートテイクをヘルパーに依頼することはヘルパーの本来業務ではないのではないかと意識から違和感や気後れがあったが、これもその一例ではないだろうか。

したがって、通学中と学校内という区分のほか、学校内においても、授業や実習などの教育に係る支援と、休憩時間での排泄介助、昼食時間での食事介助、随時の喀痰吸引など、身体介護や医療的ケアに係る支援とを区分けするという視点もある。

ただし、教育支援と介助支援という図式にも、一定の留意が必要である。

たしかにノートテイクは狭義の教育支援に比較的位置づけやすい。しかし、だからと言って授業時間内と授業時間外で教育支援と介助支援を切り分けるのは早計である。そのうえ、正課授業に限定しても、多くの大学では予習や復習の時間を含めてカリキュラムが設計されていることから、形式的な授業時間でさえも正課授業としてみれば目安に過ぎない。したがって、たとえば役割分担の1つとして、ヘルパー人件費を仮に福祉サービスと大学等で分担するにしても、その比率を示すことは容易ではない。

²⁾ この調査における「支援障害学生」とは「学校に支援の申し出があり、それに対して学校が何らかの支援を行なっている(今年度中の支援予定を含む)障害学生」(日本学生支援機構 2017: 2)。

表VI-1 大学等における授業支援の実施状況

	障害学生		うち肢体不自由	
	実施校数	実施率	実施校数	実施率
点訳・墨訳	40校	5.5%	—	—
教材のテキストデータ化	80校	11.1%	9校	2.4%
教材の拡大	132校	18.3%	16校	4.3%
ガイドヘルプ	50校	6.9%	20校	5.3%
リーディングサービス	33校	4.6%	1校	0.3%
手話通訳	58校	8.0%	—	—
ノートテイク	188校	26.0%	31校	8.2%
パソコンテイク	120校	16.6%	3校	0.8%
ビデオ教材字幕付け	73校	10.1%	0校	0.0%
チューター又はティーチング・アシスタントの活用	96校	13.3%	24校	6.4%
試験時間延長・別室受験	247校	34.2%	116校	30.9%
解答方法配慮	157校	21.7%	81校	21.5%
パソコンの持込使用許可	138校	19.1%	59校	15.7%
注意事項等文書伝達	214校	29.6%	24校	6.4%
使用教室配慮	226校	31.3%	169校	44.9%
実技・実習配慮	316校	43.8%	162校	43.1%
教室内座席配慮	452校	62.6%	223校	59.3%
FM補聴器・マイク使用	134校	18.6%	—	—
専用机・イス・スペース確保	205校	28.4%	170校	45.2%
読み上げソフト・音声認識ソフト使用	73校	10.1%	3校	0.8%
講義に関する配慮	254校	35.2%	77校	20.5%
配慮依頼文書の配布	438校	60.7%	194校	51.6%
出席に関する配慮	315校	43.6%	100校	26.6%
学習指導	230校	31.9%	23校	6.1%
授業内容の代替、提出期限延長等	209校	28.9%	47校	12.5%
履修支援	231校	32.0%	37校	9.8%
学外実習・フィールドワーク配慮	189校	26.2%	76校	20.2%
その他	229校	31.7%	60校	16.0%
授業支援の実施校数	722校	100.0%	376校	100.0%
支援障害学生の在校数	782校		419校	
障害学生の在校数	898校		572校	
全学校数	1,171校		1,171校	

(日本学生支援機構 2017 : 32 から作成)

表VI-2 大学等における授業以外の支援の実施状況

		障害学生		うち肢体不自由	
		実施校数	実施率	実施校数	実施率
学生 生活 支援	居場所の確保	232校	37.4%	71校	23.4%
	通学支援	208校	33.5%	165校	54.3%
	個別支援情報の収集	154校	24.8%	41校	13.5%
	情報取得支援	125校	20.2%	19校	6.3%
社会的 スキル 指導	自己管理指導	225校	36.3%	13校	4.3%
	対人関係配慮	258校	41.6%	19校	6.3%
	日常生活支援	105校	16.9%	12校	3.9%
保健 管理 ・ 生活 支援	専門家によるカウンセリング	400校	64.5%	55校	18.1%
	医療機関との連携	239校	38.5%	23校	7.6%
	医療機器、薬剤の保管等	79校	12.7%	12校	3.9%
	休憩室・治療室の確保等	261校	42.1%	92校	30.3%
	生活介助	66校	10.6%	58校	19.1%
	介助者の入構、入室許可	107校	17.3%	79校	26.0%
進路 ・ 就職 指導	キャリア教育	185校	29.8%	55校	18.1%
	障害学生向け求人情報の提供	206校	33.2%	92校	30.3%
	就職支援情報の提供、支援機関の紹介	236校	38.1%	90校	29.6%
	インターンシップ先の開拓	78校	12.6%	25校	8.2%
	就職先の開拓、就職活動支援	185校	29.8%	73校	24.0%
その他		166校	26.8%	58校	19.1%
授業以外の支援の実施校数		620校	100.0%	304校	100.0%
支援障害学生の在校数		782校		419校	
障害学生の在校数		898校		572校	
全学校数		1,171校		1,171校	

(日本学生支援機構 2017 : 33 から作成)

第2節 2017年度事業における連携と調整

(1) 費用負担に関する連携と調整

第Ⅱ章第3節(6)で述べたとおり、2017年度事業における連携と調整について、その内容では費用負担の問題を迂回し、その対象場面でも居宅内や外出中をひとまず切り離して、検討を進めた。

しかし、同節(1)で説明したとおり、当初は2017年度事業による介助支援を年度途中で中断する予定を立てざるを得なかったり、それを撤回して結果的に通期での支援が実現したりと、事業費の調達の関係で対応が二転三転してしまった。また、bさんの支援チームでも、この費用負担の問題に関心を寄せる参加者が多かった。

このことは、同章第2節の先行事例と同様に、障害学生の修学支援を考えるうえで、費用負担に関する連携と調整が非常に重大な課題であったことの表れでもある。

(2) 役割分担に関する連携と調整

第Ⅲ章第5節(1)で取り上げたように、たとえばA大学の障害学生担当部署からは、ヘルパーによる介助支援と大学等による修学支援について、支援チーム構築よりも、個々の課題について関係者が情報を交換し、連携と調整を行う方が適切ではないか、との意見が挙げられた。そして、その理由として大学内部での連携と調整の必要性を挙げている。

この点で、ヘルパー事業所は、厚生労働省の障害福祉サービスに関する基準省令³⁾や解釈通知⁴⁾(以下「障害福祉サービスの基準省令」「障害福祉サービスの解釈通知」)に基づき「管理者→サービス提供責任者→ヘルパー」という単線的な指揮命令系統が担保されている。一方、大学等の障害学生担当部署は、組織内と組織間の双方を考慮して連携と調整を進めなければならない。

また、たしかにaさんの支援チームでの議論も、介助支援の内部での連携(たとえば複数のヘルパー事業所が参加した重層的な支援体制の構築)や教育支援の内部での連携(たとえば休講や補講に関する情報の収集)に関するものが多く、介助支援と教育支援を跨いだ連携(たとえば休講や補講に関する情報をいち早く大学等からヘルパー事業所に伝達)に関するものは少なかった。

ただし、相談支援専門員が福祉サービスの視点から障害学生の学生生活をアセスメントし、課題や改善点を見つけることについては、前向きな意見が多かった。したがって、このようなアセスメントとそれを踏まえた提案を契機とし、必要に応じて教育支援と介助支

³⁾ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)

⁴⁾ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成18年障発第1206001号)

援の間の連携と調整へ話を進めていくのが、手順として適切だと考えられる。

今回の3名の障害学生の事例は、通学中と学校内における介助支援がすでに一定程度定着したあとの事例であり、仮にこれから入学する新入生の事例であれば、双方の言い分を公平に聞き調整する役割の第三者の存在は心強く、納得感が高い対応が可能ではないかと考えられる。その後の支援が円滑に進めば、些細な問題が生じた場合は組織間の調整だけで解決し、大きな問題が生じた際には再び第三者が調整に入ることも考えられる。

このような支援内容の調整について、相談支援専門員がその役割を担い得ることは明記しておきたい。

第3節 セルフマネジメントの可能性と前提条件

(1) 障害学生によるセルフマネジメントの可能性

第1節のとおり、障害学生に対する支援には、通学中と学校内、教育支援と介助支援、といった区別が考えられるものの、どちらに区分すべきか判然としないものが多く、これによって役割分担を設定すると支援と支援の間に狭間を生んでしまうおそれがある。また、第2節のとおり、大学等で障害学生と対面するのは障害学生担当部署だけではなく、個々の教員や学部事務局など接点が多岐にわたる。

ただ、このような多面的な状況でも、すべての支援の結節点としてその中心に障害学生が位置している。aさんのケースでもbさんのケースでも、障害学生本人を媒介とした大学等とヘルパー事業所の連携と調整が上手く機能していた。

このことから、たとえば計画相談支援におけるセルフプランのように、あるいは合理的配慮における意思の表明や建設的対話のように、障害学生自身が、相談支援専門員や障害学生担当部署などの手助けを借りながら、支援の全体を見渡して調整すること（セルフマネジメント）は可能だろうか。また、支援者間の個別的な連携と調整によってセルフマネジメントを補完することはできないだろうか。

(2) 前提条件としてのエンパワメント支援

大学等への進学を考える障害学生にとっては、支援体制が不十分であることが進学の実機を奪われる原因となってきた。この問題意識こそが障害者差別解消法の立法趣旨でもある。ただ、その引き換えに、同法は、たとえば大学等に進学した障害学生の場合であれば、意思の表明や大学等との建設的対話を障害学生本人に要請している。

もちろん、障害学生も大学等を卒業すれば就労先に合理的配慮を求めながら働くことになる。日常生活も民間事業者などに合理的配慮を求めることの連続である。したがって、学生時代こそエンパワメントの格好の機会であると前向きに捉えることも可能であろう。

この点に関しては、たとえば文部科学省の対応指針について同省の生涯学習政策局長と

初等中等教育局長が連名で発出した施行通知⁵⁾も、以下のように指摘している。

II 留意事項

第2 教育委員会等における対応

(1) 公的な教育機関としての責任

学校は、合理的配慮の提供者であることに加え、障害のある幼児、児童及び生徒が社会に参加していくに当たり、適切な「意思の表明」ができるよう、必要な支援を自分で選択し、他者に伝える力を身に付けるための教育を担う機関でもある。全ての教育委員会等において、公的な教育機関としての役割の重要性とその責任を十分認識し、特別支援教育の推進に努めること。

また、第I章第2節(2)で紹介したように第二次まとめも積極的に位置づけている。

5. 障害者差別解消法を踏まえた「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮」に関する考え方と対処

(3) 合理的配慮の内容の決定の手順

①障害のある学生からの申出

- ii 本人からの申出ができない場合においても、当該学生が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、法の趣旨に鑑み、大学等側から当該学生に対して働きかけることが望ましい。例えば、適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけることや、日頃から学生個々の(障害)特性やニーズの把握に努めること、障害のある学生自ら社会的障壁を認識して正当な権利を主張し、意思決定や必要な申出ができるように、必要な情報や自己選択・決定の機会を提供することなどに取り組むことが望ましい。

さらに、日本学生支援機構のガイドブックでも「困ったことがあるときに、その改善を自分から申し出ることができる、何かをしてもらったら感謝の意を表明できることなど、社会生活を送るためのコミュニケーション能力を、様々な体験を通して育てることも、障害のある学生の支援活動の重要な側面」と指摘されている(木船 2016: 12)。

このように、1人の障害を持つ社会人として社会生活を送るうえで、適切に合理的配慮を求めることができる人材を育成することも、教育の一環であると考えられる。そのためには、本人のエンパワメントが前提となり、エンパワメントに支援が必要な場合もある。

⁵⁾ 文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針について(通知)(平成27年27文科初第1058号)

また、合理的配慮を求めることは、本人の社会生活を送る権利を守ることに加えて、実際に社会環境を変え、また、周囲の意識を変える取り組みでもあることから、大きく見れば社会変革を生じさせることにも繋がっていくものである。

(3) 自己決定の煩わしさ

その一方で、たとえば猪飼周平は地域包括ケアシステムの社会理論に関する試論のなかで、同システムが「強度に自己決定に依存するヘルスケアシステムになると考えられる」と指摘している（猪飼 2011 : 31）。

この論考では、治療医学を中心とした 20 世紀のヘルスケアシステムから、保健、医療、福祉の連携による 21 世紀のヘルスケアシステムへの転換の理由を、医学モデルから生活モデルへの健康概念の転換と捉えている。また、生活モデルでは支援の目標として当事者の生活の質の向上が位置づけられ、当事者の問題を因果の連鎖として生態学的に把握する。このことから、「生活の質の高さが当事者によって多様であること、および生活モデルに随伴する支援機会の多様性に対応するためには、支援のための社会的資源にも多様性が必要となる」（猪飼 2011 : 24）ことを、地域包括ケアシステムへの転換の必然性の根拠の 1 つとしている。

そして、生活の質の高さの多様性に対して、ナショナルミニマムによる生存権保障は適格的ではないことから、地域包括ケアシステムでは自由権に立脚したヘルスケアシステムという性格を有する。さらに猪飼は、「システムの成立要件として、人々に自己決定を要請する」ことを地域包括ケアシステムの特徴の 1 つとして導出し、場合によっては「人々が自己決定したことを何らかの方法で擬製しない限り支援の是非を決定することができない不自由さをわれわれの社会にもたらす可能性」をも指摘している（猪飼 2011 : 30-31）。

2017 年度事業が検討の対象とした障害学生に対する修学支援についても、以上の議論と同様のことが言えるだろう。障害学生が通学中と学校内で必要とする支援は生存権保障というよりも選択の機会の保障という側面があり、しかも、誰が支援を担うのか、誰が費用負担するのか、どこで役割分担するのか、一方の支援をこのように工夫すればもう一方の支援を省力化できるのではないか、など、その組み合わせも多様である。このため、地域包括ケアシステムと同様に支援者間での高度な連携が必要であり、それらの連携は有効だと考えられるが（猪飼 2011 : 33-34）、一般論としてその過程で障害学生が自己決定を要請されることも想像に難くない。このことは、支援チームを通じた連携と調整の過程においても当てはまるだろうし、本節で検討しているセルフマネジメントではなおさらである。

もちろん、池原が説くように、障害学生の自己決定を欠いたまま支援が進めば、それは「お仕着せ」となってしまう（池原 2016 : 26）ため、障害学生には「権利の主体」（文部科学省の対応指針）としての強さが望まれる。だが、（その当否は別にして）20 歳前後で大学等に進学することが一般的な我が国の教育システムを前提にすれば、年若い障害学生に

はいささか煩わしいかもしれない。

(4) 煩わしさを和らげる工夫

支援チームによるマネジメントであれセルフマネジメントであれ、自己決定の煩わしさを和らげる工夫の1つとして、当たり前の話だが、費用負担などの切実な課題では障害学生の責任を軽くしてあげることなどが考えられる。

また、障害学生本人に寄り添ったサポートも重要であろう。たとえば前述の日本学生支援機構による事例集では、肢体不自由の事例 No. 21 が以下のように紹介されている。

上下肢機能障害の障害学生で、入学当初は支援がなくても問題ないだろうと考えていたが、実際に授業を受けるなかで多くの支障をきたし、修学意欲をなくしてしまった。このことを知った出身高校の担任教諭が大学の学生相談室に報告し、学部教務課が障害学生と面談を行った。ここで障害学生から、教室のドアの開閉、入口ドア前の段差、エレベーターの操作、レインコートの置き場所と着脱、パソコンのマウス操作などについて支援の申し出があった。これを受けて大学は、生活介助者を配置するとともに、マウスについては他大学とも情報を交換しながら対応を進めた（日本学生支援機構 2015：93）。

ただし、この事例における出身高校の担任教諭や大学の担当職員のようなサポートを、制度として担保することは難しい。障害学生が計画相談支援を利用したり、大学等が障害学生支援の専門部署を設けたりすることは、このようなサポートを実現するうえで非常に有益ではあろうが、だからと言ってこれらの条件さえ整えば自ずと解決されるわけでもない。なぜ本人は大学側に相談や申し出ができなかったのか。どこに相談すべきか思い悩んだ末、けっきょく煩わしくなって諦めてしまったのか。あるいは悲観してしまったのか。困っている様子を誰かが気づいたものの声をかけることがなかったのか。自己決定を後押しする支援の重要性に気づかされるが、この点も今後の課題である。

第4節 政策上の位置づけ

(1) 重度訪問介護利用者の大学修学支援事業

2017年12月22日に閣議決定された平成30年度予算案では、厚生労働省障害保健福祉部が所管する地域生活支援促進事業において「重度訪問介護利用者の大学修学支援事業」（以下「修学支援事業」）が盛り込まれた⁶⁾。

平成29年度に創設された地域生活支援促進事業について、2018年3月に開催された厚生労働省の障害保健福祉関係主管課長会議の資料⁷⁾は、「地域生活支援事業に含まれる事業やその他補助事業のうち、国として促進すべき事業について、『地域生活支援促進事業』

⁶⁾ <http://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/18syokanyosan/dl/gaiyo-12.pdf>

⁷⁾ <http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihoukenfukushibu/0000197741.pdf>

として特別枠に位置付け、5割等の補助率を確保し質の高い事業実施を図る」としている。
また、平成30年度予算案では42億円が計上され、実施を希望する自治体は国と国庫補助協議を行う必要がある。

修学支援事業の実施要綱と補助金交付要綱の案については、2018年3月15日に厚生労働省が事務連絡⁸⁾を発出している。ここでは、修学支援事業の対象者の要件、大学等の要件、対象となる支援の内容などを規定しているほか、年間の利用時間が500時間以内の場合には3,920円以内、500時間を超える場合は1,600円以内など、時間単価も定められている。

地域生活支援促進事業実施要綱

(別記5)

重度訪問介護利用者の大学修学支援事業

1 目的

重度障害者が修学するために必要な支援体制を大学が構築できるまでの間において、重度障害者に対して修学に必要な身体介護等を提供し、もって、障害者の社会参加を促進することを目的とする。

2 実施主体

市町村とする。

3 事業内容

(1) 支援内容

(2)に定める対象者が(3)に定める大学等において修学するに当たり、大学等が当該対象者の修学に係る支援体制を構築できるまでの間において、大学等への通学中及び大学等の敷地内における身体介護等(以下「支援」という。)を提供する。

(2) 対象者

本事業の対象者は、以下の①及び②の要件を満たし、③の要件に該当しない障害者(以下「対象者」という。)とする。

① 原則、重度訪問介護を利用する者(※)

② 入学後に停学その他の処分を受けていない者

⁸⁾ 重度訪問介護利用者の大学修学支援事業の実施要綱(案)等について(平成30年3月15日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課訪問サービス係事務連絡)

③ 入学後に病気や留学等のやむを得ないと認められる特別な事由なく前年度の修得単位数が皆無若しくは極めて少ないなど、学修の意欲に欠ける者

※ 本事業は、本事業の利用時間と在宅におけるホームヘルプの利用時間を合わせたとき、比較的長時間にわたる総合的かつ断続的な支援となることが想定されることから、重度訪問介護利用者を対象者としている。ただし、重度訪問介護の対象者であっても、支援の時間が長時間にならない場合は、重度訪問介護を利用していない場合であっても対象として差し支えない。

なお、重度訪問介護の対象者は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 523 号）別表第 2 の 1 の注 1 のとおり。

(3) 大学等の要件

本事業の対象となる大学等は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく大学等（大学（大学院及び短期大学を含む。）及び高等専門学校）とする。

また、本事業は、大学等が対象者に対する修学に係る支援体制を構築できるまでの間において支援を提供するものであることから、修学先の大学等については以下の①及び②の要件を満たすこととする。

① 障害のある学生の支援について協議・検討や意思決定等を行う委員会（※ 1）及び障害のある学生の支援業務を行う部署・相談窓口（※ 2）が設置されていること。（※ 3）

※ 1 例えば、障害学生委員会、バリアフリー委員会、支援担当者会議など名称は問わない。また、学生支援委員会など他の専門委員会で障害学生支援について取扱う場合も含む。

※ 2 例えば、障害学生支援室、障害学生支援センター、バリアフリー支援室など名称は問わない。また、障害学生支援に関する専門部署ではないが、学生課や保健室等において障害学生支援業務を担当している場合も含む。

※ 3 平成 30 年度中に限り、大学等がこれらを設置する予定があることをもって、要件を満たすものとする。

② 大学等において、常時介護を要するような重度の障害者に対する支援体制の構築に向けた計画が立てられ、着実に大学等による支援が進められていること。
（※）

※ 本事業を初めて利用する対象者の場合、大学等が計画を立てる予定があることをもって足りるものとする。

(4) 運営基準

支援の提供に当たっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 171 号）第二章を参考に市町村が定める運営基準に基づき実施することとする。

5 留意事項

(1) 大学等への確認

市町村は、対象者から初めて事業の利用に係る申請があった場合又は前年度に本事業を利用していた対象者から継続的な利用に係る申請（以下「継続申請」という。）があった場合、修学先の大学等が 3 の（3）の要件を満たすかどうかを大学等を確認することとする。

なお、継続申請の場合、3 の（3）の②について、過去 1 年間における支援体制の構築の進捗状況等を書面で確認を求めることとする。

(2) 本事業の対象外となる支援

本事業は、大学等における修学に係る支援を対象とするものであることから、大学等からの帰宅途中における余暇活動等、修学に関わらない活動への支援については事業の対象外とする。

なお、修学に関わらない活動への支援は、重度訪問介護の対象となり得ることに留意すること。

地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金交付要綱

別表

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
地域生活支援事業費補助金	地域生活支援促進事業	23. 重度訪問介護利用者の大学修学支援事業 ①支援時間が <u>500 時間以内</u> の者 <u>支援時間×3,920 円</u> 又は <u>800,000 円</u> の低い方の額 ②支援時間が <u>500 時間</u>	重度訪問介護利用者の大学修学支援事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費〔謝金〕、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費〔会	$\frac{1}{2}$

		<u>を超える者</u> <u>支援時間×1,600円</u>	議費]、印刷製本費、 光熱水費及び修繕 料)、役務費(通信運 搬費、手数料、保険 料及び広告料)、委託 費、使用料及び賃借 料、備品購入費、扶 助費、負担金、補助 金、交付金、助成金 ([]内は、公益法 人等事業における対 象経費名である。)	
--	--	------------------------------------	---	--

(2) 今後の政策課題

通学中と学校内の介助支援を、大学等による合理的配慮として提供すべきか、行政による福祉サービスとして提供すべきかについては、長年にわたって政策課題と位置づけられてきた(2016 報告書: 85-93)。そのため、このテーマについて国の審議会などで一定のスタンスを明示した例は多くなかった。

たとえば2012年の障害者政策委員会差別禁止部会による部会意見は、前述のように、少なくとも学校内の介助支援については学校設置者の合理的配慮で担保されるべきである、という考え方に基づいて取りまとめられている。ただし、これを本文中で明確に示すには至っていない。

それに対して、2017年の第二次まとめは、「教育とは直接に関与しない学生の活動や生活面への配慮」については事例紹介に留まっているものの、これが「大学等において考えるべき課題であること」を明示している。

4. 本検討会における検討の対象範囲

第一次まとめの記載事項との継続性を考慮し、基本的にはその対象範囲を踏襲するが、これに加え、第一次まとめでは十分に議論できなかった「教育とは直接に関与しない学生の活動や生活面への配慮」についても、障害のある学生への支援にとって重要かつ大学等において考えるべき課題であることを委員間で共有した。…

一方、障害者総合支援法の基本理念は、同法に基づく支援策について、障害者基本法における社会的障壁の定義を引用し、その除去に資するべき旨を規定している。その点において、今回の修学支援事業も、「大学等における支援体制が構築されるまでの間において」という留保はあるものの、障害学生の修学の実現に向けた大きな一歩だと言える。

(基本理念)

第1条の2 障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を営むための支援は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、…障害者及び障害児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資することを旨として、総合的かつ計画的に行わなければならない。

以上のように、文部科学省と厚生労働省の双方で制度の狭間を埋める努力が進んでいる。

しかしながら、たとえば修学支援事業は、将来にわたって介助支援にかかる費用負担を全面的に福祉予算で賄うことを意味するものではなく、現時点で介助支援がないために進学を断念せざるを得なかった重度障害者に対してあくまでも暫定的に講じた措置である。したがって、介助支援に要する費用負担については、引き続き教育行政を担う官庁などとともに検討することとなっている。

また、修学支援事業では、大学等が介助支援の在り方について主体的に考察し意見集約することも求められている。したがって、中央省庁間での議論を促すためにも、たとえば国立大学協会や日本私立大学団体連合会などで大学サイドの意見をまとめることも必要ではないか。

さらに、今後の検討にあたっては、国連障害者権利条約の締結以降、諸外国の大学等ではどのような考え方で重度障害者の受け入れや支援を行っているのかなどについて調査研究を実施することも重要である。

第5節 その他の課題

(1) 一般的な設備や制度のうち社会的障壁の除去に寄与しているもの

2017年度事業にご協力いただいた3名の障害学生の事例では、大学等による事前的改善措置および合理的配慮やヘルパーによる介助支援のほかに、他の学生にも提供されている一般的な設備や制度であって、障害学生にとっての社会的障壁を除去することに寄与しているものがいくつか見られた。具体的には、B大学の法科大学院のキャンパスが1つのビル内で完結していること、C大学の実験の授業でのパートナー制度、C大学の立地、C大学の工学系学部の技官職員の配置、などである。

なかでも、A大学のパソコンルームのパソコンをリモートデスクトップ接続で利用できることと、B大学の法科大学院の多くの授業でパソコンの持ち込みが許可されていることについては、情報通信技術の進展や製品の普及が、社会的障壁の除去を考えるうえで有利に作用する可能性を示している。

ただし、これらの要因が、社会的障壁を深刻化させたり、新たな社会的障壁を生んでしまったりする可能性にも留意が必要である。たとえば、携帯電話の電子メール機能は聴覚障害者のコミュニケーションに変革をもたらしたが、電子機器のタッチパネルは視覚障害者にとって新しい社会的障壁となってしまうている。

(2) 障害学生の自宅と大学等の位置関係

cさんの自宅はC大学から片道1時間30分の場所に位置している。もし今後cさんがヘルパーから通学中の介助支援を受けることになった場合、自宅とC大学のどちらに近いヘルパー事業所に依頼するにしても支障が生じる。

自宅に近いヘルパー事業所に依頼すれば、通学中の介助支援に問題はないが、学校内でヘルパーが交代することが難しくなるため、1人のヘルパーがまる1日同行してくれるなどの事業所を探さなければならなくなる。しかし、ヘルパー事業所の多くが介護保険法⁹⁾に基づく訪問介護を中心に、短時間のサービス提供をハシゴする介護シフトを組んでいるため、まる1日同行してくれるヘルパーを見つけることはなかなか難しい。

逆に、C大学に近いヘルパー事業所の場合は、介護シフトの問題がいくらか緩和されるものの、ヘルパーは、登校前にcさんの自宅に到着し、cさんを自宅に送り届けてから事業所に帰社（もしくは直帰）しなければならない。この点もヘルパー事業所を探すうえでのネックとなりうる。

また、cさんの自宅の所在地を「通常の事業の実施地域」に設定しているヘルパー事業所であれば、指定障害福祉サービスの基準省令と解釈通知に基づき、事業所からcさんの自宅までとcさんの自宅から事業所までの交通費を、cさんが請求されることはなく、へ

⁹⁾ 介護保険法（平成9年法律第123号）

ルパー事業所が負担する。しかし、その場合であっても、通学中の介助支援に要するヘルパーの交通費についてはcさんが負担するという取扱いが一般的である。このため、通学中の移動介助を機に金銭的な負担が新たに発生することになる。

もちろん、cさんに同行している間の介助支援であるから、多くの公共交通機関では、ヘルパーの交通費にも障害者割引が適用されて半額になる。ただ、毎日ヘルパーが交代しても使用できる持参人式定期券を導入している公共交通機関は、非常に限られている。

なお、通学支援については、公共交通機関で通学する障害学生にヘルパーが同行する場合だけでなく、福祉有償運送などを利用する場合も考えられる。この場合、仮に運転中に介助支援が必要ないのであれば、福祉有償運送で輸送しているときは運転者として、大学到着後はヘルパーとして関わることも考えられる。しかし、その車両はどうか（1日貸し切りが可能なのか）、大学等のなかに駐車スペースはあるのか、などの問題もあり、通学距離や立地を含めて個別に検討する必要がある。

（3）ヘルパーの雇用の維持

第IV章第6節（3）でも少し触れたが、aさんの支援に携わるサービス提供責任者fからは、大学の夏休み、冬休み、春休みの間にヘルパーの雇いを維持することについて問題提起を受けた。

一般的にホームヘルプサービスなどによる生活支援では、年末年始やお盆の時期にヘルパーが帰省してしまうことに対して、その期間の担い手をどのように確保するのが大きな課題となっている。一方、障害学生に対する介助支援の場合、大学の休業期間をノーワークノーペイとしてしまえばヘルパーの生活が不安定になり、そうかと言って他の利用者の支援に従事させるとしても都合良く介護シフトに穴が空くわけでもない。このような従来とは逆の問題についても、引き続き検討が必要である。

（4）支給決定の変更の問題

第IV章第6節（3）で紹介したように、大学等に通う時間数の増減に応じて、学期中と休業期間中で重度訪問介護の支給決定時間数を変更する運用について、bさん、サービス提供責任者i、相談支援専門員j、市町村障害福祉担当課のケースワーカーが異口同音に煩雑さを訴えている。

たとえばbさんは、ヒアリングのなかで、前期授業の時間割を相談支援専門員jに申告して、相談支援専門員jがサービス等利用計画案を作成してくれて、訪問を受けてサインするが、すぐに夏休みに入って作り直すため、どれが現行の受給者証なのかだんだんわからなくなってしまう、とのことであった。

この大学等の時間割変更などに付随する支給決定時間数の変更の問題に対する最も単純な解決方法は、通学中と学校内でも重度訪問介護を利用できるように制度改正すること

だが、それが叶わない場合であっても「重度訪問介護をひと月〇〇時間で支給決定しておくが、報酬については通学中と学校内の支援時間を差し引いた時間数のみ算定可能」といった運用を市町村に勧奨することが望ましいと考えられる。

資料 1. 検討委員会の委員

氏 名	所 属	役 職
高木 憲司	和洋女子大学家政福祉学類家政福祉学専修・准教授	
對馬 直紀	駒澤大学大学院法曹養成研究科・教授	
殿 岡 翼	全国障害学生支援センター・代表	
野々山陽子	特定非営利活動法人いきいき福祉ネットワークセンター 指定特定相談支援事業所「いきいき福祉相談支援センター」 管理者/相談支援専門員	
大 濱 眞	公益社団法人全国脊髄損傷者連合会・代表理事	事業責任者
池田 幸英	特定非営利活動法人日本せきずい基金・事務局	事業担当者

資料 2. 事務局

氏 名	所 属	役 職
安藤 信哉	公益社団法人全国脊髄損傷者連合会・副代表理事/常務理事	経理責任者
吉谷 香織	有限会社パーソナルアシスタント町田・事務局	経理担当者

資料3. 引用・参考文献一覧

- 福岡寿 (2013)「障害児者の地域生活支援」障害者相談支援従事者初任者研修テキスト編集委員会『三訂 障害者相談支援従事者初任者研修テキスト』中央法規出版、2-34。
- 猪飼周平 (2011)「地域包括ケアの社会理論への課題—健康概念の転換期におけるヘルスケア政策」社会政策学会『社会政策』2(3)、ミネルヴァ書房、21-38。
- 池原毅和 (2016)「障害者差別解消法の用語解説」野村茂樹、池原毅和『Q & A 障害者差別解消法』生活書院、16-33。
- 木船憲幸 (2015)「高等教育における障害のある学生支援の基本的な考え方」『教職員のための障害学生修学支援ガイド (平成 26 年度改訂版)』日本学生支援機構、6-14。
- 日本学生支援機構 (2015)「障害のある学生への支援・配慮事例」、
<http://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/chosa_kenkyu/jirei/__icsFiles/afieldfile/2015/12/14/2014jirei_all.pdf、2018.2.20>。
- 日本学生支援機構 (2016)「平成 27 年度 (2015 年度) 大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書」、
<http://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/chosa_kenkyu/chosa/__icsFiles/afieldfile/2016/03/22/h27houkoku.pdf、2018.1.15>。
- 日本学生支援機構 (2017)「平成 28 年度 (2016 年度) 大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書」、
<http://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/chosa_kenkyu/chosa/__icsFiles/afieldfile/2017/11/09/2016report3.pdf、2018.1.15>。
- 日本相談支援専門員協会 (2013)「サービス等利用計画案作成サポートブック」改定第 2 版
- 大久保薫 (2013)「障害者総合支援法等における計画作成とサービス提供のプロセス」障害者相談支援従事者初任者研修テキスト編集委員会『三訂 障害者相談支援従事者初任者研修テキスト』中央法規出版、129-159。
- 筑波大学 (2017)『厚生労働省 平成 28 年度障害者総合福祉推進事業報告書 指定課題 1 大学等に通学する障害者に対する支援モデル事業』。
- 吉田展章 (2013)「ケアマネジメントの実践」障害者相談支援従事者初任者研修テキスト編集委員会『三訂 障害者相談支援従事者初任者研修テキスト』中央法規出版、175-219。
- 全国脊髄損傷者連合会 (2017)『大学等に通学する障害者に対する支援モデル事業・報告書—全身性障害のある学生を対象として』、
<<http://www.normanet.ne.jp/~SIJ/pdf/model2016.pdf>、2018.1.15>。
- ※本文中では「2016 報告書」と略記した。

資料 4. 成果の公表計画

- 本書 200 部を印刷して、本事業にご協力いただいたみなさまにお送りする。
- その他の頒布については、全脊連ウェブサイト (<http://www.zensekiren.jp/>) からの PDF ファイルのダウンロードを基本とする。



資料 5. 人物の氏名や機関の名称の一覧

a さん	公立 A 大学に通う学部 2 年次生の障害学生
A 大学	a さんが通う大学
b さん	私立 B 大学に通う大学院 2 年次生の障害学生
B 大学	b さんが通う大学
c さん	国立 C 大学に通う学部 3 年次生の障害学生
C 大学	c さんが通う大学
教員 d	a さんがよく相談している A 大学の教員
E 大学	b さんが学部生時代に通っていた私立大学
ヘルパー事業所 F	2017 年度事業によって a さんに通学中と学校内の介助支援を提供しているヘルパー事業所
サービス提供責任者 f	ヘルパー事業所 F で a さんを担当しているサービス提供責任者
ヘルパー事業所 G	居宅介護と移動支援事業によって a さんの居宅内と外出中の介助支援を提供するヘルパー事業所
サービス提供責任者 g	ヘルパー事業所 G で a さんを担当しているサービス提供責任者
相談支援事業所 H	a さんが計画相談支援を利用している相談支援事業所
相談支援専門員 h	相談支援事業所 H で a さんを担当している相談支援専門員
ヘルパー事業所 I	2017 年度事業と重度訪問介護によって b さんの通学中、学校内、居宅内、外出中の介助支援を提供しているヘルパー事業所
サービス提供責任者 i	ヘルパー事業所 I で b さんを担当しているサービス提供責任者
相談支援事業所 J	b さんが計画相談支援を利用している相談支援事業所
相談支援専門員 j	相談支援事業所 J で b さんを担当している相談支援専門員
ヘルパー事業所 K	2017 年度事業によって c さんの通学中と学校内の介助支援を提供しているヘルパー事業所
サブリーダーのヘルパー k	ヘルパー事業所 K でサービス提供責任者を補佐し、c さんを担当しているヘルパーを取りまとめているヘルパー
ヘルパー事業所 L	C 大学からの委託によって c さんの通学中と学校内の介助支援を提供しているヘルパー事業所